

退職者連合第30回定期総会

日 時 2026年7月15日（水）

場 所 連合会館2階大会議室



日本退職者連合

第30回定期総会次第

1. 開会
2. 議長団選出・議長就任あいさつ
3. 総会書記長ならびに書記、資格審査委員、総会運営委員の任命
4. 会長あいさつ
5. 来賓祝辞 連合
6. 祝電、メッセージの紹介
7. 資格審査委員長報告・総会成立宣言
8. 総会運営委員長報告
9. 2025年度一般活動報告
10. 2025年度会計決算報告・監査報告
11. 議案提案及び質疑応答、採決
 - 第1号議案 2026年度運動方針（案）
 - 第2号議案 2026年度予算（案）
 - 第3号議案 2026年度政策・制度要求（案）
 - 第4号議案 第2次組織拡大プラン
第3期（2026-27年度）アクションプラン（案）
12. 総会宣言（案）
13. 総会書記長ならびに書記、各種委員の解任
14. 議長団降壇
15. 閉会・団結ガンバロー

以上

2025年度

一般活動報告

2025年度一般活動報告

《この一年を振り返って》

第29回定期総会で確認した運動方針の具体化を図り、全組織で取り組みを進めてきました。とくに政策・制度要求の実現に向けて関係省庁・友好政党に対する要請を行い、年金・医療・介護制度をはじめとする社会保障制度の見直しに対する改善に取り組んできました。選択的夫婦別姓制度については法制審議会が1996年に別姓導入の答申を出して以来30年ぶりに法案提出・審議がされましたが廃案となったことは極めて遺憾であり、個人の尊厳や人格が尊重される社会に向けて「選択的夫婦別姓制度」の早期実現が急務です。また、戦後80年が経過する中で、核兵器廃絶に向けた署名活動、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ地区侵攻に日本政府として毅然とした対応を求める要請行動の実施および米国とイスラエルによるイラン攻撃に対する談話等を発信してきました。2月に実施した退職者連合組織実態調査の結果、3年間で約6万人の会員減となりました。少子高齢化の中で会員対象となる者へのアプローチを積極的に行うために組織強化・拡大のための現・退連携の強化が不可欠と言えます。

昨年度は、第27回参議院選挙で衆・参とも与党が過半数割れとなり、公明党は「政治とカネ」の問題への対応が不十分な高市総裁を選出した自民党との26年間続いた連立政権から離脱しました。その後、2025年10月21日の臨時国会で、日本の憲政史上初の女性首相が誕生し、第51回衆議院選挙で立憲民主党と公明党が合流した中道改革連合は惨敗、自民党が単独で3分の2を超える議席を確保するなど極めて流動的な政治情勢となりました。

しかし、自民党に投票した有権者は全体のわずか20%程度で、選挙に勝ったから政策が正しいかどうかは別問題です。半分以上の有権者は他党に投票していることを冷静に分析しておく必要があります。今後、国会の軽視および憲法見直し議論、防衛装備移転3原則5類型の撤廃から安保関連3文書の改定など、注視した対応が必要です。

退職者連合は、1991年11月20日、連合の旗の下に「日本高齢・退職者団体連合」(2015年規約改正により日本退職者連合と改称)が発足しました。爾来、社会貢献活動、生きがいづくり、年金・医療・介護など安心できる社会保障制度を求める政策・制度要求やジェンダー平等推進運動を粘り強く取り組んできました。そして、昨年の総会で、退職者連合発足後初めての女性会長を選出して、退職者連合の強化・発展のために一年間取り組んできました。

この一年間の活動をさらにブラッシュアップさせて、全世代が平和で安心できる持続可能な社会の実現を求めています。

I. 2025年度政策・制度要求運動について

1. 年度要求の取り組みについて

退職者連合は、「第29回定期総会」で決定した2025年度政策・制度要求の実現に向けて、以下のとおり政府要請と政党への協力要請を行いました。

(1) 中央での取り組み

①厚生労働大臣要請

7月28日、厚生労働省総括審議官室において、野田会長から福岡資麿厚生労働大臣宛の要請書を青山桂子総括審議官に手交しました。

②財務大臣要請

7月22日、財務省要請を行いました。財務省会議室で主計局と主税局の担当官が対応しました。

③国土交通大臣要請

7月22日、国土交通省要請を行いました。国交省からは、住宅局、都市局、総合政策局、道路局、水管理・国土保全局の担当官が対応しました。

④農林水産大臣要請

7月28日、農林水産省要請を行いました。農林水産省からは岡本吉央大臣官房政策課調査官が対応しました。

⑤内閣府特命担当大臣要請

7月23日、内閣府へ要請を行いました。内閣府会議室で男女共同参画局の大森崇利総務課長、白石茉希総務課調整係長が対応しました。

⑥政党への協力要請

各政党への協力要請については、野田那智子会長はじめ、事務局長、副事務局長を中心に立憲民主党8月4日、国民民主党8月5日、社会民主党7月30日、公明党7月31日に行いました。

⑦12月1日、「ロシアによるウクライナ侵攻およびイスラエルによるガザ侵攻の即時中止」を求めて、要請行動を行いました。

外務省からは、三宅大臣官房審議官、石川欧州局審議官が対応し、立憲民主党の太栄志衆院議員、松田イサオ衆院議員、鈴木ようすけ衆院議員に帯同していただきました。
「要請内容については70万会員の思いとして重く受け止め省内で共有していく。引き続き国際人道保護、国際法の遵守など働きかけをしていきたい。」との答弁を受けました。

(2) 厚生労働省要請に関する「要求と回答」について

厚生労働省実務担当官から「2025年政策・制度要求」の回答があり、第2回幹事会（11月19日）で報告しました。

(3) 地方での取り組み

地方退職者連合に対しては、2025年7月23日付けの發文で各自治体への政策要求の取り組みを要請しました。その結果、多くの自治体要請への取り組み報告がありました。

各地方退連の要求内容と、それに対する各自治体の回答を「2024年度政策・制度要求の取り組み事例」に集約、第5回幹事会（5月13日）で報告しました。

＜資料1＞

2. 政策・制度要求実現2・13院内集会について

第221回特別国会に向けた政策・制度要求実現院内集会を参議院議員会館講堂で開催しました。連帯・激励の挨拶で連合から林鉄兵副事務局長、政党から中道改革連合 野田佳彦・斉藤鉄夫共同代表、立憲民主党 水岡俊一代表、国民民主党 川合孝典幹事長代行、社会民主党 福島みずほ党首、公明党 宮崎勝労働局次長が駆けつけていただきました。

＜資料2＞

3. 第221回特別国会に向けた取り組みについて

第221回特別国会に向けた重点政策要求を、第3回幹事会（1月14日）で確認し、「第221回特別国会に向けた政策・制度要求」を厚生労働省と各政党に要請しました。

要請は野田会長、事務局長、副事務局長を中心として、厚労省の総括審議官には2月18日に、中道改革連合、立憲民主党、国民民主党、公明党の代表や政策責任者には3月19日に要請を行いました。

＜資料3＞

4. 2026年度税制改正に向けた（立憲・社民・無所属）ヒアリングについて

11月4日、2026年度税制改正に関する会派（立憲・社民・無所属）の厚生労働部門のヒアリングが行われ、立憲民主党から山井和則・早稲田ゆき・岡本充功・柚木道義衆議院議員、石橋通宏・小西洋之参議院議員、ほか数名が参加しました。

退職者連合からは野田会長、宇田川事務局長、岩崎副事務局長、大内副事務局長、高橋副事務局長が参加しました。

退職者連合は①個人所得税②法人税③消費税④国際連帯税⑤地方税の5項目の要求を要請しました。野田会長から「高市政権になり、防衛費の対GDP比増額、また安全保障政策の関係もあるが、今日は、予算・国会対応関係について説明させていただく」旨を伝えました。

Ⅱ. 主要な取り組みについて

1. 核兵器廃絶1000万署名の取り組みについて

2025年は広島、長崎の惨禍から80年。米国の「核の傘」の下にある日本は核禁条約に未加盟ですが、オブザーバーとして締約国会議で意見を表明できるにも拘らず、依然として参加を見送っています。

核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、2026年NPT再検討会議に向けて、連合の取り組む「核兵器廃絶1000万署名」に取り組んできました。全体として約524万筆、退連集約として約17.2万筆でした。

結果として、退連目標の100万筆には届きませんでした。核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指した運動を拡散することができました。

＜資料4＞

2. 「第6次男女共同参画基本計画」について

第6次男女共同参画基本計画（素案）が、2025年8月8日に示され、8月27日～9月15日にかけて、（素案）に対する意見募集（パブリック・コメント）と公聴会が実施され、退職者連合も公聴会の傍聴行動とパブリック・コメントを提出しました。

とくに、28年ぶりに法案審議が行われた選択的夫婦別姓の導入を求める意見を提出しましたが、「旧氏使用に法的効力を与える制度の創設の検討」や「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討」への変更など、審議会での審議を経ずに修正が加えられた内容で、2026年3月「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。旧氏使用拡大の法制化では本質的な問題解決にはならず、引き続き選択的夫婦別氏制度の早期導入をめざします。

3. 学習会の開催について

（1）2025全国組織代表者会議（2025年7月15日13：30～）

「戦後80年、今、伝えねば」をテーマに、石井忠明さんを講師に学習会を開催しました。学習会は、80年前の八王子大空襲の体験記の報告を受けて、その恐怖と生きるための現実など戦後80年の想いについてお話し頂きました。

（2）2025全国高齢者集会（9月18日12：30～）

文京シビックホールで開催し、警察庁特別防犯対策監となっている俳優の杉良太郎を講師に「世のため、人のためにどう貢献するか」をテーマに講演を行いました。国際電話を利用した詐欺グループからの防犯や自分の人生を楽しく幸せに生きるにはどうしたらいいかなど様々な角度から話をしていただきました。また、人権問題における日本の法律の矛盾点などについての問

題提起もいただきました。

<資料5>

(3) 2026年全国事務局長会議（2月12日13：30～）

連合本部・永井総合政策局長を講師に「2026年特別国会における社会保障制度の動向について」の学習会を開催しました。学習会は、「健康保険法等の一部を改正する法律案」について、改正の内容と連合としての評価などについて話していただきました。また、退職者にとって大きくかわる医療機関における業務効率化および後期高齢者医療制度における金融所得の勘案やケアプランの一部有料化などについて説明をしていただきました。

(4) ジェンダー平等第14回学習会（3月4日13：30～）

連合会館2階大会議室で、web併用で開催しました。主催者を代表しジェンダー平等委員会の川辺優委員長の挨拶の後、連合畠山薫総合政策推進局長から連帯の挨拶を受けました。学習会は、辻元清美参議院議員を講師に「女性の政治参画」をテーマに講演を行いました。

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移や日本の女性の政治分野への参画状況と課題、女性議員が継続することの難しさなどについて、これまでの活動内容とともに話をされました。また女性組合員、女性組合役員の活動にも似たような環境にあることを実感しました。衆議院選挙直後ということもあり、参加者は会場・web参加者で300名超となりました。

(5) 連合ジェンダー平等推進の取り組みについて意見交換会（4月15日）

連合が取り組んでいるジェンダー平等推進に関する学習会と意見交換会を開催しました。連合畠山薫総合政策推進局長から「連合の重点政策」および「連合ジェンダー平等推進計画フェーズ2」から「トップリーダー自らが、男女平等参画・ジェンダー平等推進についてメッセージを発信」、「ジェンダー平等の推進を目的とする委員会等の会議を設置」などについて目標達成状況が報告され、その後、意見交換を行いました。

4. 連合との調整会議

(1) 総合政策局との政策調整会議

①2025年12月2日、「第221回特別国会に向けた政策・制度要求」についての意見交換を行いました。

②2026年5月7日、「2026年度政策・制度要求」についての意見交換を行いました。

(2) 連合会議への参加

連合の政策委員会、社会保障政策担当国会議員、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に、担当副事務局長がオブザーバー参加しました。

5. 労働者福祉運動の取り組み

中央労福協の開催する会議等に参加し、労働団体・事業団体と情報交換するとともに交流・懇親、学習を中心とした社会運動に参加してきました。

Ⅲ. 組織強化・拡大について

1. 第2期（2024～2025年度）アクションプランを踏まえて、組織強化・拡大の取り組みを進めてきました。
2. また、2026年2月1日を基準日とした「2026年組織実態調査」を全組織対象に実施しました。調査結果からは、組織・会員ともに減少傾向にあり、各組織が解決策を模索している状況にありますが、現役組織と連携した取り組みの強化が必要です。
3. 第2期（2024～2025年度）アクションプランの進捗状況および2026年組織実態調査結果に基づき、第3期（2026～2027年度）アクションプランを作成しました。
4. 現役組織の役職員に対して、各種会議や委員会に出席して「退職者連合の活動内容」や会員拡大に向けた要請を行ってきました。
5. 組織強化の取り組みとして、退職者連合の活動をSNS等により組織や会員へ直接提供できるように対応を進めました。

＜資料6＞

Ⅳ. 政治の流れを変える取り組みについて

各種選挙の取り組みについては、連合が推薦した候補者を退職者連合としても推薦決定し当選に向けて現役役員と連携して取り組んできた。

1. 第27回参議院選挙について

2025年7月20日に投開票が行われ、全体では自民（13減）・公明（6減）は合計47議席となり、物価高騰や政治不信による自民党の敗退によって一昨年の衆議院選挙に続き与党を衆参両院で過半数割れに追い込みました。

2. 第51回衆議院選挙について

2026年2月8日に投開票が行われ、「政治とカネ」の問題を後回しにした自分

ファーストの自民党・維新の会の与党が計352議席で4分の3を獲得し、自民党の316議席に対して中道改革連合は49議席と惨敗した。立憲民主党と公明党が合流した「中道改革連合」が議席を大きく減らしたことやSNSの影響による扇動的なアピール等について、総括・分析をして次につなげることが重要です。

3. 都道府県知事・市区町村首長選挙について

各地域における選挙については、現役の産別組織および地方連合会と連携して取り組んできた。

V. 主な機関会議の開催について

1. 三役会について

第1回	2025年8月26日（火）	11：00～	連合3階A会議室
第2回	2025年9月19日（金）	9：00～	ホテル ルポール麴町
第3回	2025年11月19日（水）	11：00～	連合会館3階A会議室
第4回	2025年12月10日（水）	15：00～	連合会館4階401会議室
第5回	2026年1月14日（水）	11：00～	連合会館3階A会議室
第6回	2026年2月12日（水）	11：00～	連合会館2階大会議室
第7回	2026年3月11日（水）	11：00～	連合会館3階A会議室
第8回	2026年4月15日（水）	11：15～	連合会館3階A会議室
第9回	2026年5月13日（水）	11：15～	連合会館3階A会議室
第10回	2026年6月17日（水）	11：15～	連合会館3階A会議室
第11回	2026年7月14日（火）	11：15～	連合会館3階A会議室

2. 幹事会について

第1回	2025年8月26日（火）	13：30～	連合3階A・B会議室
第2回	2025年11月19日（水）	13：30～	連合3階A・B会議室
第3回	2026年1月14日（水）	13：30～	連合会館3階A・B会議室
第4回	2026年3月11日（水）	13：30～	連合会館3階A・B会議室
第5回	2026年5月13日（水）	13：30～	連合会館3階A・B会議室
第6回	2026年6月17日（水）	13：30～	連合会館3階A・B会議室

3. 2025地方代表者会議について

日 時	2025年9月19日（金）	9：00～
場 所	ホテル ルポール麴町	
内 容	2025年度運動方針の具体化について、 学習会 「現退一致の組織拡大の取り組みを目指して」ほか	

講 師 連合本部事務局長 清水 秀行 さん

4. 2026年全国事務局長会議

日 時 2026年2月12日（水）13：30～

場 所 連合会館2階大会議室

内 容 「2026年特別国会に向けた政策・制度要求」について

学習会 「2026年特別国会における社会保障制度の動向」

講 師 連合本部 総合政策推進局 総合政策局長 永井 幸子 さん

5. 2026年全国組織代表者会議

日 時 2026年7月14日（火）13：30～16：00

場 所 連合本部 2階大会議室

内 容 第30回定期総会議案について

学習会 「内外の政治情勢について」

講 師 前衆議院議員 阿部 知子 さん

Ⅵ. 委員会の開催について

1. 2025年度役員推薦委員会について

第1回幹事会（8月26日）において、役員選挙規則第5章役員推薦委員会第21条（役員推薦委員会の設置と定数）、ならびに第22条（委員の選出と任期）により、次のとおり役員推薦委員会を設置しました。

内山礼子（全国退職者女性強食信の会）

大野弘二（JAMシニアクラブ）

中西 満（全日本自治体退職者会）

川辺 優（情報労連NTT労組退職者の会）

操谷孝一（基幹労連シニアクラブ）

藤本泰成（日本退職教職員協議会）

（以上、委員の氏名はあいうえお順）

事務局 宇田川浩一（日本退職者連合）

第1回 2025年10月15日（水）12：00～ 連合会館第1会議室

2. 政策委員会について

第1回 2025年12月10日（水）13：30～15：00連合本部4階401会議室

内容 2026年通常国会に向けた政策・制度要求（素案）について

- 第2回 2026年1月14日（水）10：00～11：30 連合本部3階AB会議室
内容 2026年特別国会に向けた政策・制度要求（案）について
- 第3回 2026年3月11日（水）10：00～11：00 連合本部3階AB会議室
内容 2026年度政策・制度要求（素案）について
- 第4回 2026年5月13日（水）10：00～11：15 連合会館3階AB会議室
内容 2026年度政策・制度要求（素案修正）について

3. 組織委員会について

- 第1回 2025年12月10日（水）11：00～12：00 連合会館
内容 2026年組織実態調の実施について
第2期アクションプランの取り組みについて
退職者連合運動の会員への周知について
- 第2回 2026年4月15日（水）13：00～14：30 連合会館
内容 第30回定期総会議案「組織強化・拡大について」（素案）
第3期アクションプラン（案）について
2026年組織実態調査（抜粋）について
- 第3回 2026年5月13日（水）12：00～13：00 連合会館
内容 第30回定期総会議案「組織強化・拡大について」（案）
第3期アクションプラン（案）について
2026年組織実態調査まとめ（案）について

4. ジェンダー平等推進委員会について

- 第1回 2025年10月15日（水）10：00～ 連合会館A会議室
内容 第14回学習会の開催（2026/3/4）について
- 第2回 2026年2月12日（水）10：00～ 連合会館2階大会議室
内容 「ジェンダー平等第14回学習会」について
- 第3回 2026年4月15日（水）10：00～ 連合会館2階大会議室
内容 各種報告・2026年度運動方針（素案）について

5. 2025年度役員—構成組織（産別・関連退連、地方退職者連合、専門委員会委員について

<資料参照>

1. 本部、構成組織、地方ブロック
 - ・本部役員
 - ・産別・関連退職者連合（代表者・事務局長）
 - ・地方退職者連合（代表者・事務局長）
 - ・地方ブロック（代表者・事務局長）

2. 専門委員会

- ・政策委員会
- ・組織委員会
- ・ジェンダー平等委員会

以 上

資 料 関 係

政策・制度要求関連

宣言、声明、アピール、見解等

退職者連合本部役員・顧問

構成組織役員（代表者・事務局長）

地方ブロック（代表者・事務局長）

専門委員会委員

<資料1>

退連発第25-016号
2025年7月23日

地方退職者連合 会長 様

日本退職者連合
会長 野田那智子

政策・制度要求運動の展開について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、退職者連合は、7月16日の第29回定期総会で、「2025年度の政策・制度要求」を決定しました。つきましては、それぞれの地方、地域・地区において、自治体要請、議員要請等の行動を展開していただくようお願いします。なお、運動展開にあたっては、可能な限り当該地方連合会との連携を密にして取り組まれるようお願いします。

記

1. 政策・制度要求運動の重点

「2025年度政策・制度要求」に重点を置くこととします。「自治体に対する申し入れの例」も参考として、可能な限りそれぞれの地方・地域が抱える課題を加えてください。

2. 運動の重点期間

都道府県ならびに市区町村への要請、議員要請などは、遅くとも本年12月末までに終わるよう努力することとし、可能な限り当該地方連合と協力して実施するようお願いします。

3. 取り組みの集約

2026年1月31日までに、別添の様式によりご報告ください。集約結果は全国事務局長会議（2月12日予定）で報告します。

以上

日本退職者連合 副事務局長 岩崎 長久
TEL 03-5295-0507 FAX 03-5295-0541
E-mail:ntr@sv.rengo-net.or.jp

政策・制度要求運動の実施について（報告）

2026年1月31日までにメール、またはFAXでご報告下さい。

都道府県組織	
記入者	記入日 月 日

要 請	都道府県への要請 (下記を○で囲んで下さい)	市区町村への要請（要請した市区町村名をご記入ください。書き切れない場合は別紙添付をお願いします）	
	1. 退職者組織単独で 2. 「連合」と共同で 3. その他	市＝ 区＝ 町＝ 村＝	
	都道府県への要請月日 月 日	市区町村への要請予定の有無	
		有	無
要 請 内 容	該当する番号を○で囲んでください。		
	1. 当該都道府県に関係する政策・制度課題のみで行った。 2. 退職者連合2025年度政策・制度要求のみを行った。 3. 退職者連合の要求に当該都道府県の課題をあわせて行った。		
要 請 先 の 対 応	対応者の役職 (お名前は不要です)		
	★要請に対する回答要旨（書き切れない場合は別紙添付をお願いします）		
議 員 ・ 政 党	国会議員名（党派）	都道府県市区町村会議員（党派）	

＜その他、お気づきのことがあれば別添でお送りください。＞

2025年 自治体に対する「政策・制度要求」申し入れの例

日本退職者連合

退職者連合の「政策・制度要求」は、全国段階での各省庁に対する申し入れと、各地域での自治体への申し入れとの相乗効果で前進してきました。自治体に申し入れる課題は社会保障諸施策を中心に、①「都道府県が解決すべき事項」、②「市区町村が解決すべき事項」、③「自治体の立場で政府に働きかけるべき事項」があります。

昨年までの実績が示すように、その時期にその地域で重視する課題を取り上げて、協議実績を積み上げることが運動の前進につながってきました。このことから、自治体への申し入れの例は「参考として課題を例示」するものとしてご活用ください。

2025年は、自治体における諸計画の第9期介護保険事業（支援）計画（2024～26）と第8次医療計画（2024～29）が実施段階に入っています。この段階での要請行動ですので、①まず当該自治体の事業の現状及び実施内容の把握、②実施段階で特に重視すべき課題のピックアップ、③計画に反映されていないが市民ニーズの高い課題の実現、などを具体的に提起する時期だと思われます。各組織が重視する課題での闊達な取り組みを期待します。

<申し入れの例>

1. 健康保険証廃止後の医療保険の継続利用について正確に周知すること

<対 都道府県・市町村>

24年12月2日の現行健康保険証の廃止に伴う医療保険の継続利用について「マイナ保険証を取得していない人」には、「資格確認書」が交付され、継続的な医療保険の利用が可能であることを県民・市民に周知すること。

<政府に申し入れを>

「マイナ保険証がなければ、医療機関の受診ができなくなる」と印象付ける広報を止め、「健康保険証廃止後にマイナ保険証がなくても、自治体が交付する『資格確認書』により医療保険が継続的に利用できる」ことを周知・広報するよう政府に要請すること。

2. 「かかりつけ医」の基盤整備と機能の強化に向け取り組むこと

<対 都道府県> *退連要求の5(1)と6(3)

地域での身近な医療提供体制の確立に向け、「かかりつけ医」機能の基盤整備と普及をはかること。そのために、地域の医療提供体制の整備、地域医療ネットワークの構築、地域での医療機関の協議を促進すること。

3. 訪問介護報酬の改善に向け取り組むこと

<政府に申し入れを> *退連要求の7(2)

訪問介護報酬の改善に向けて、次期改正期を待たず早急な改善策を講ずること。

4. 介護職員処遇改善加算の取得を促進すること

＜対 都道府県・市町村＞ ＊退連要求の7(2)→具体的な制度資源の活用

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を促進するため、市町村は都道府県と連携し「介護職員処遇改善加算の取得促進事業」を活用し、「加算未取得事業所の新規取得」や「加算や上位区分の取得」などを促進すること。
- (2) 「地域医療介護総合確保基金」事業を活用し、介護施設の基盤整備や介護従事者の確保の取り組みを促進すること。都道府県と市町村が連携し、積極的な介護基盤の整備・人材確保に取り組むこと。

5. 高齢者が安心して地域で暮らし続けるための地域基盤を整備すること

＜対 都道府県・市町村＞ ＊退連要求の10(1)～(4)→具体的な制度資源の活用

(1) 高齢者の移動支援事業の拡充

高齢者の介護予防・自立支援の観点から、「地域公共交通活性化再生法」を活用し、地域特性を踏まえた多様な交通網・移動手段の確保・拡充をはかること。そのため、地域の交通事業者や市民・高齢者団体を含めた地域交通協議会の設置・運営を促進・拡充すること。

(2) 居住支援の拡充

＊退連要求の12(1)→具体的制度資源の活用 ／ ②と③は7(7)と関連

- ①高齢者や低所得者への賃貸住宅等への円滑な入居支援の拡充に向け、居住支援協議会の設置促進と活動内容の充実、活動支援事業の活用促進をはかること。
- ②特別養護老人ホームの入所基準「原則要介護3以上」とともに、特例入所制度の周知」による「要介護2以下であっても、介護サービスの必要性に基づき入所が可能」であることを市民に周知すること。
- ③養護老人ホーム入所措置について、必要数を確保し、入所抑制をしないこと。
- (3) 独居高齢者等の身元保証制度の拡充 ＊退連要求では12(1)に関連項目
医療施設や介護施設等の入院・入所時や公営住宅や賃貸住宅等の入所契約時に求められる身元保証について、高齢者サポート事業の実施状況を把握し、必要な指導・助言・支援を行うこと。

6. 要介護認定の省略化、チェックリストの活用

＜対 都道府県・市町村＞

「認定作業の迅速化」を理由とした、要介護認定の省略化、チェックリストによる「総合事業」への誘導を行わないこと。

＊過去に退連要求としていたが、自治体課題なので今は掲げていない

＜解説編＞

【申し入れの1】 健康保険証廃止と資格確認書の取り扱いの周知について

昨年12月に紙の健康保険証廃止が強行されました。「マイナンバーカードを保険証に置き換え」で「マイナ保険証」にすることを制度化したものです。「マイナ保険証」対応の医療機関への奨励金を引上げ、転換促進を図ろうとしています。「マイナ保険証」自体には賛否両論がありますが、高齢者を中心にカード本位の諸制度に対応困難な人が多数存在します。仮に制度移行を進めるのであれば丁寧に綿密な配慮が欠かせません。

紙の健康保険証廃止後について、丁寧に、「従来の健康保険証に代わるものとして“資格確認書”が交付され、それによって引き続き従来の窓口負担で診療が受けられる」ことを市民に広報している自治体もあります。また、そもそも「マイナカードの取得は任意です」（制度発足時の政府説明）と説明している自治体もあります。

逆に政府の誘導に従い、診療に際し「マイナンバーカードをご利用ください」との厚労省のチラシを配布している医療機関もあります。チラシには、マイナ保険証を保有していない場合「資格確認書」が交付されることに触れずにあたかも、マイナ保険証がなければ、医療機関を受診できなくなるとの誤解を誘発する表現です。そもそも保険料を納入しているのに保険給付が円滑に得られないというのは法的に許されません。

【申し入れの3】 訪問介護報酬の改善に向け取り組むこと

第9期介護報酬改定時に、集積型住宅での収益率を根拠に訪問介護報酬を引き下げたことに対し、「政策・制度要求」で全国事情に全く適合しないので次期改定を待たず速やかな復元を政府に要求しています。自治体からも政府に申し入れを求めるものです。

【申し入れの4】 介護人材の確保・処遇改善に向けた自治体の取り組み

- (1) 第9期介護報酬改定では、人材確保・処遇改善に向け、「処遇改善加算の一本化と改善」が行われました。2023年度からは介護職員処遇改善加算の取得促進事業(10/10補助)が予算化されています。この事業を活用して「加算未取得事業所で、新規取得や上位区分の加算取得」などの実績が報告されています。しかし介護現場では、「申請事務が煩雑」といった理由等で従来の処遇改善策さえ申請していない（できない）中小の事業者が多く、新たな改善策にたどり着けない事業者が想定されます。
- (2) 「地域医療介護総合確保基金」事業では、2025年度は1,433億円（医療分は909億円、介護分は524億円）が予算化されています。基金の対象事業には、介護施設の基盤整備や介護従事者の確保に関する事業が位置づけられていま

す。しかし、この基金の確保額は、都道府県によって大きな差があり、具体的な活用方法については、必ずしも市町村・市民に明らかになっていません。都道府県と市町村は連携して、介護基盤整備、実効性ある人材確保策のため、積極的に基金を活用して財源を確保することが求められています。

申し入れの5 高齢者が安心して地域で暮らし続けるための地域基盤の整備

- (1) 高齢者の介護予防・自立支援の観点から、高齢者の移動手段の確保は必須の課題です。そのために、地域特性を踏まえた「地域公共交通活性化法の改正」を活用した多様な交通網・移動手段の確保・拡充について、自治体の取り組みを促すものです。

自治体ごとに、部局内の横断的連携により、地域の交通事業者や市民・高齢者団体を含めた地域交通協議会の設置・運営が重要な役割を持ちます。

- (2) 居住支援

- ①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）を活用した、高齢者や低所得者への賃貸住宅等への円滑な入居支援の拡充が課題となっています。
- ・基礎自治体を中心とした居住支援協議会の設置促進と活動内容の充実、活動支援事業の活用促進
 - ・居住支援法人の支援事業の内容拡充、活動促進、財政支援強化、居住支援機構の活動支援
- ②特別養護老人ホームの入所基準「原則要介護3以上」はそれとして、特例入所制度による、要介護2以下の入所可能性についても市民に周知することが必要です。

※政府は23年8月に、特例入所の取り扱いについて都道府県に通知しました。

「特別養護老人ホームの入所申請に当たっては、23年8月の国通知を踏まえ、要介護認定が2以下であっても、申請者の状態像や希望を踏まえ、申請を受理し、介護サービスの必要性に基づき対応すること」

申し入れの6 チェックリストのみで認定申請を玄関払いさせない

「介護予防の強化」が課題として重要視されています。その際注意すべきは、規制改革会議等が促す「認定作業の迅速化」を口実にして、新規認定申請に対して簡便なチェックリストのみで玄関払いにする、または総合事業利用に誘導する例があることです。新規の要介護認定申請は、必ずきちんと受理して正確な要介護状態を審査して要否を認定することがルールです。

☆2025年の自治体に対する「政策・制度要求」申し入れの例は、2024年の申し入れの例を微調整した内容となっています。各自治体の状況に応じて、項目を加除してください。

2025年度政策・制度要求に関する要請行動〈26.6.1段階〉

1. 都道府県への要請

北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、栃木、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、新潟、石川、福井、京都、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 要請の形態

(1) 退職者連合単独

北海道、秋田、山形、宮城、福島、栃木、茨城、千葉、神奈川、長野、静岡、三重、新潟、石川、京都、大阪、兵庫、香川（県）、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

(2) 連合と共同要請

青森、岩手、東京、山梨、愛知、岐阜、福井、鳥取、岡山、山口、香川（市・町）、徳島、鹿児島

3. 要請の内容

(1) 当該都道府県に係る政策・制度課題のみ

北海道、青森、岩手、千葉、長野、愛知、大阪、岡山、高知

(2) 退職者連合2025年度政策・制度要求のみ

栃木、茨城、神奈川、三重、福井、山口、徳島

(3) 退職者連合の要求プラス当該都道府県の課題

秋田、宮城、山形、福島、東京、山梨、静岡、岐阜、新潟、石川、京都、兵庫、鳥取、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

4. 市区町村への要請

北海道＝札幌市、石狩市、旭川市、函館市、士別市、帯広市、網走市

青森＝青森市、八戸市、弘前市、五所川原市、むつ市、つがる市

山形＝新庄市、真室川町

宮城＝仙台市、富谷市、塩釜市、多賀城市、気仙沼市、石巻市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、岩沼市、角田市、名取市、白石市、美里町、加美町、松島町、色麻町

栃木＝さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町

茨城＝水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、

常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、堺町、利根町、東海村、美浦村

千葉=千葉市、四街道市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市、富津市

神奈川=横浜市、川崎市、相模原市

長野=長野市

静岡=静岡市、浜松市、磐田市、牧之原市、沼津市

愛知=名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、飛島村、豊根村

岐阜=岐阜市、各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、関市、美濃市、可児市、美濃加茂市、郡上市、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、高山市、下呂市、飛騨市、北方町、岐南町、揖斐川町、神戸町、垂井町、池田町、白川町、坂祝町、川辺町、七宗町、富加町、八百津町、御嵩町、東白川村

三重=伊賀市、熊野市、御浜町、紀宝町

新潟=長岡市、見附市、柏崎市、阿賀野市、胎内市、十日町市、津南町、刈羽村

石川=金沢市、小松市、七尾市

京都=京都市

大阪=大阪市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、東大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、松原市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、阪南市、田尻町、岬町

鳥取=鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

山口=山口市、周南市、下関市、宇部市、岩国市

香川=高松市、さぬき市、東かがわ市、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町、琴平町、まんのう町

徳島=徳島市、吉野川市、阿南市、三好市、美馬市、阿波市、東みよし町、海陽町、牟岐町、美波町、那賀町、石井町、つるぎ町、神山町
愛媛=松山市、四国中央市、新居浜市、宇和島市、今治市、西条市
高知=土佐市、香美市、大豊町、本山町、土佐町、大川村
福岡=糸島市、宗像市、福津市、久留米市、大牟田市、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市、柳川市、小郡市、直方市、飯塚市、宮若市、行橋市、豊前市、大川市、朝倉市、田川市、広川町、みやこ町、築上町
佐賀=佐賀市、鳥栖市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、神埼市、嬉野市、多久市、小城市、吉野ヶ里町、みやき町、基山町、玄海町、白石町、江北町、太良町、有田町、上峰町、大町町
大分=大分市、別府市、中津市、宇佐市、国東市、杵築市、由布市、日田市、玖珠町、九重町、姫島村
宮崎=宮崎市、都城市
鹿児島=鹿児島市、垂水市、姶良市、霧島市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、日置市、いちき串木野市、志布志市、薩摩川内市、阿久根市、出水市、奄美市

5. 議員への要請

(1) 国会議員

北海道=勝部賢志・徳永エリ・道下大樹・松木謙公・荒井優・大築紅葉・池田まき・西川将人・川原田英世・逢坂誠二（立憲）

岩手=連合岩手推薦議員団

茨城=青山大人（立憲）、浅野哲・堂込麻紀子（国民）

神奈川=青柳陽一郎（立憲）

愛知=重徳和彦（立憲）、古川元久（国民）

三重=岡田克也・下野幸助・福森和歌子・小島とも子（立憲）

宮崎= 3 人

(2) 地方議員

北海道 札幌市=市議 旭川市=市議

青森 県議=大澤祥宏（国民）

秋田 県議（立憲）

山形 県議（立憲）

宮城 県議=かっち恵・佐々木奈津江・熊谷義彦・平岡しずか・荒川洋平・佐々木なつえ・ます和也（立憲）

仙台市=貞宗けんじ・樋口のり子（立憲）

気仙沼市=村上進（無）、小野寺俊朗（無）

登米市=須藤幸喜（立憲）、沼倉利光（無）

栗原市=佐藤悟・高橋勝男（立憲）
 栃木 県議=山田美也子（無所属）
 茨城 =齋藤英彰・高安博明・二川英俊・大足光司（国民）、玉造順一（立憲）
 東京 都議=立憲民主党、国民民主党、都民ファーストの会、公明党
 市区町村=連合東京の支持協力関係会派・組織内議員
 神奈川 横浜市=小粥康弘（国民）
 静岡 県議=佐野愛子・田沢智文（ふじのくに県民クラブ） 各地区市議
 愛知 県議=新生あいち
 岐阜 県議=伊藤正博（国民）
 新潟 県議=樋口秀敏（未来にいがた）
 石川 県議=未来石川議員会
 金沢市=みらい金沢議員会、連合石川推薦議員（無所属）
 兵庫 県議=上野幹事長・北上副幹事長（ひょうご県民連合）
 岡山 県議=民主県民クラブ
 山口 連合山口推薦議員
 香川 連合香川推薦議員
 徳島 県議=連合徳島推薦議員ネットワーク、庄野昌彦（新しい県政を創る会／
 立憲・国民）
 阿南市=橋本幸子（市民クラブ／立憲）
 愛媛 県議=菅 森美（立憲） 今治市=山岡健一（権輿会）
 宇和島市=明石真太郎（立憲）
 福岡 県市町村議=立憲民主党、国民民主党、社民党
 熊本 県議=連合推薦県議団
 宮崎 県議=3人 市町村議=23人
 鹿児島 いちき串木野市議=吉留良三（社民）

2026年6月1日 現在（カッコ内は昨年）

県要請	39 (36)	
市区町村への要請	362 (433)	
国会議員への要請	24 (18)	※会派は1とカウント
地方議員への要請	83 (97)	
総数	508 (584)	

以 上

2025年度 政策・制度の特徴的な取り組み事例の紹介

基本的には、社会保障政策・制度の年度要求を中心に要請し、各地域の課題を取り入れていることから、特徴的なものを挙げました。

2026年3月31日現在

地方退連	要 求 事 項	回 答
北海道	J R北海道に対する国からの支援は2030年度末で期限切れをむかえるため、経営支援の根拠となる「国鉄清算事業団債務等処理法」の延長を求めるよう国へ要請すること。	J R北海道等に対する支援の継続・拡充に向けては、国鉄債務等処理法などの関連改正法が令和3年4月1日から施行され、国は助成金の交付等の支援期限を令和12年度まで延長することとした上で、経営安定基金の下支えにより運用益を安定的に確保するほか、J R北海道が策定した中期経営計画の実施機関に当たるとる令和6年度から8年度までの3年間に、総額1,092億円の支援を実施することとなっている。
青 森	食料品をはじめ多くの生活必需品が高騰し、年金のみの低所得高齢者の負担は大きくなっているが、灯油代の補助など県の支援策について伺う。	県では、市町村が低所得世帯等を対象に行う灯油購入費助成事業に対する補助事業を実施することにより、生活困窮者の負担軽減を図ることとした。市町村が助成対象とする生活困窮世帯の総数に7千円を乗じた額と、県が市町村の人口規模に応じて定めて定める上限額とのいずれか低い額に1/2を乗じた額を補助する。
岩 手	燃料費高騰により公共交通等のトラック・バス、タクシー事業者の経営が圧迫されていることから、引き続き燃料費に対する県独自の支援策を講じること。	県では、令和4年度から令和6年度に、国の地方創生臨時交付金を活用し、燃料費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対し交付金の交付を行った。また、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望等において、国に対し、燃料費の高騰等により経営に大きな影響が生じている公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じることについて要望した。

秋田	クマの出没件数、人的及び田畑の被害が多くなっている。市中心部の住宅地や商業施設まで入ってきており、突如クマに襲われるケースも多く人とクマが鉢合わせしないよう、出没情報を共有し、早く伝わるよう連絡網を密にすること。	令和6年度からツキノワグマ等出没情報システム「クマダス」を開発・運用しており、市町村とともに出没情報を一元化することで可視化に努めている。緊急時においては、通報を受けた警察による周辺への広報や、防災無線等で広報を行う市町村もあるなど、県民への注意喚起に努めている。「クマダス」については、より使いやすいシステムとなるよう今後も努める。
山形	マイナ保険証を取得していない人には、「資格確認書」が交付され、継続的な医療保険の利用が可能であることを県民に周知し、混乱のないようにすること。	これまでもマイナ保険証の利用や資格確認書で保険診療を受けられることを様々な広報媒体で周知してきた。具体的には、県庁や総合支庁のロビーでのポスター及びチラシの設置や動画放映、やまがた健康フェア等でのチラシ配布、ホームページやSNSでの情報発信など。令和7年7月放送のやまがたサンデー5において周知を行った。今後もホームページやSNSのほか様々な広報媒体を活用した広報に努めていく。
福島	「東電の発信」と「県民の受け止め」に隔たりがあることは今後の信頼関係に影響をもたらす。県における検証や県としての分析及び見解等をもってあたること。第一原発内部や福島県沖海底土壌の放射線についての情報公開を求めること。	県としても、関係13市町村と学識経験者で構成する「廃炉安全監視協議会」の開催、原子力の専門家や現地駐在職員の配置等により、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を監視している。ALPS処理水の海洋放出に伴う海底土壌を含めた海域モニタリングの結果については、国と東京電力に対して国内外へ分かりやすく発信するよう求めるとともに、県も独自にモニタリングを行い、結果を公表してきた。
千葉	「多様性尊重条例」を制定し、男女平等の観点の必要性を求めているが、実効性のある具体的計画を求める。 (性別役割分業、アンコンシャスバイアスの解消、選択的夫婦別姓制度)	知事を本部長とする「千葉県多様性社会推進本部」会議を5月に開催。多様性尊重の意識を広げるためのイベント、LGBTQの相談事業を開始、県民向けシンポジウム、性的マイノリティに関する職員向けハンズブック、企業向けパンフなどを作成した。選択的夫婦別姓制度の導入は国民的な論議を踏まえ、国において慎重に検討されるべきもの。
	環境に関して、PFAS、PFOSの調査を求める。	汚染水防止対策事業補助金制度を創設し、市町村が行うPFOSに係る調査、拡散防止対策に対し財政的支援を行っている。

神奈川	入院時の「身元保証人」は、単身世帯の増加、身寄り無し、身内とは疎遠で頼りたくななどの問題から、高齢者サポートサービスの充実・制度化を確立し、「身元保証人」制度を廃止すること。	いわゆる「身元保証人」については、各医療機関での判断になり、一律に制度化されたものではない。神奈川県立病院機構が運営する病院では、入院時に身元保証人を求めている。入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいけないことを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する旨、国から通知されており県から関係団体に周知している。〈神奈川県〉 病院に対しては、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知）や事例集（令和4年8月12日付け厚生労働省医政局総務課通知）を参考に、身寄りがいない人の入院であっても、安心して医療を受けられる環境が整備されるよう、定期的に実施している立入検査等の機会を通じて引き続き周知や確認を行う。〈川崎市〉
岐 阜	ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づき、政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大し、特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応していただきたい。	県では、女性の意見を踏まえ選定した防災資機材を整備する市町村に対して補助を行い、36市町村でモデル避難所が整備されたほか、市町村の避難所運営マニュアルの指針となる「県避難所運営ガイドライン」の中で避難所運営における女性の参画について規定している。また、女性消防団員が活躍しやすい環境の整備等を行う市町村への補助金を実施している。さらに、市町村の防災部局及び男女共同参画部局の職員を対象に、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の研修会を開催している。
新 潟	医師不足への対応、医師の働き方改革、医療従事者の就労環境整備と離職防止を図るため、労働関係法規の順守を基本とした具体策を推進すること。	医師偏在指標が全国で下から3番目で、不足は深刻な問題としてとらえている。中でも、医療機関における医師の働き方改革を推進するため、以下の事例のように労働時間の短縮、タスクシフト、タスクシェアの推進の取り組みや働きやすい環境整備など取り組みを後押ししている。 ・看護補助者を新たに雇用する病院の初年度の費用の支援 ・勤怠管理システムを導入する費用の補助 ・病院内に保育所を設置する病院に対する人件費や運営費の一部支援

石川	加齢難聴の増加に伴い、補聴器利用者が拡大傾向にあることから、加齢難聴などによる認知症患者の増大を防ぐためにも、「補聴器購入補助金制度」を県として検討すること。	補聴器の補助金については、とても大事な要請内容というコメントをいただいた。物によっては、金額もかなり高額になるものもあることから、補聴器の補助金については検討していきたい。
福岡	住まいの不安は高齢者が安心して地域で暮らし続ける上で大きな障壁となることから、高齢者の入居を拒まない住宅確保促進や公営住宅の入居要件の柔軟化、高齢者優先枠拡大など、福祉施策を含めた居住支援体制の強化をお願いしたい。	県営住宅については、現在も高齢者の単身入居や優先入居を行っているところであるが、高齢者のニーズを踏まえ、連帯保証人要件の緩和を検討していきたい。 〈高齢者の入居要件〉 ・単身でも可・連帯保証人1名でも可・所得月額21万4千円以下今後、家賃債務保証会社の保証も可とすることを検討する
京都	円安に伴う原油高で積雪・寒冷地に居住する低所得高齢者に対し、個々の世帯の実態を鑑み、生活に困窮している方の立場に寄り添い、除雪・暖房の支援等生活に支障をきたすことの無いよう、適切な制度の周知・運用の徹底を図るよう引き続き支援すること。	生活保護制度の中に、冬季における支出増加に対応するため、保護費の加算等が行える仕組みになっている。11月～3月の生活扶助基準に「冬季加算」として上乗せ支給、京都府内の在宅単身世帯で月額2,630円、二人世帯月額3,730円、三人世帯月額4,240円など、世帯人数別、地区別に設定されている。保護開始時や、単身者が長期入院後に退院し、新たに単身で居住を始める場合などにおいて、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、基準額の範囲内で暖房器具及び冷房器具の購入に要する費用を支給することが可能となっている。〈京都府〉 ワンストップで対応する空き家相談窓口を設けるとともに、固定資産税の納税通知書の空き家の利活用を啓発するチラシの同封、親族が集まる帰省時期に合わせた周知チラシの回覧、区役所・支所等のデジタルサインページやホームページ、SNS、インターネット広告による情報配信など、広く空き家の利活用に向けた啓発を行っている。空き家を利活用したい所有者に対しては、区役所・支所での相談会の実施、本市に登録する地域の不動産屋である「空き家相談員」による相談、相談に応じる専門家派遣制度など総合的な支援を行っている。〈京都市〉

サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービスの充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。	府では独自に、耐火・耐震性の確保、緊急通報装置の設置及び入居者による外部サービスの選択性の確保に関する説明の義務化や、全事業者を対象にした年1回以上の集団指導の実施等により、利用者に対するサービスの質の確保・向上を図られるよう指導徹底に努めている 〈大阪府〉
保険者機能強化推進(インセンティブ)交付金などを活用し、健康体操のさらなる普及や通いの場の拡充など健康対策を強めることで、健康寿命を延伸し、結果として保険料の「減額」に努力すること。	令和7年3月末現在、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場は757か所。また、通いの場への参加者数においても、令和8年度末までに17,000人の高齢者に参加していただくことを目標に取り組んでいる。 〈大阪市〉
認知症による一人歩き(徘徊)などに伴う地域(企業、民間団体などを含む)の総合的な支援体制を確立すること。	I C Tを活用した高齢者見守り支援「堺市みまもりあい事業」を令和6年9月に開始した。本事業では個人情報保護した状態で発見者から家族等に直接連絡できる緊急連絡用スツーカー「みまもりあいスツーカー」を申請のあった方に配布することで、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を地域全体で見守る体制の構築をめざしている。 〈堺市〉
障がい者・要介護5の郵便による不在者投票、指定された病院・老人ホーム等での不在者投票を周知すること。さらに要介護3・4への郵便投票拡大など公職選挙法改正を国に要望すること。移動手段を制限された高齢者など投票困難への投票環境の整備に取り組むこと。	7月20日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票期間中に実施した。市西部地区においては「四條畷市おでかけサポータータクシー」を利用した移動支援(自宅と市庁舎(期日前投票所)間の無料送迎)を、田原地区においては自動運転車両「たわらコネクトカート」を利用した移動支援(田原地域内の最寄りの乗降場所とグリーンホール田原(期日前投票所)間の無料送迎)を実施した。 〈四條畷市〉

鳥 取	インターネット上の差別書き込み、差別扇動、外国人排斥の書き込みが氾濫している現状に鑑み、差別禁止、加害者への説示、勧告、氏名公表、罰則規定を盛り込むこと。	県は、さらなるインターネット上の差別行為等の発生、被害拡大を防ぎ、県民を守るため、削除の実効性を高めるべく条例改正を行う検討を行っている。 (H8年に「人権尊重の社会づくり条例」を制定、R3年に改正を行っている)
岡 山	県立高校の再編に関して、慎重な協議を求める。	再編整備における今後の対応方針は、地元の児童生徒や保護者へのアンケート調査、地域住民等を対象とした対話会を実施し、意見収集を適宜行いながら、プロジェクトチームにおける検討がある程度まとまった段階での説明会の開催を検討していく。県立高校のあり方等については、高教研において議論していく。
香 川	地域の高齢者支援ボランティアが不足している。人材確保に努めること。	それぞれの能力に合った活躍の場へ案内することを目的として、平成26年7月に「高齢者いきいき案内所」を設置した。案内所には、専属のコーディネーターを1名配置し、窓口や電話等で受け付けた相談者の希望に応じて、さまざまな条件の中からその方にあった活躍の場の提案や紹介を行っている。
	永遠に残る化学物質と言われ、有害性が指摘されているPFAS（有機フッ素化合物）について、県内の実態を明らかにすること。	県では、令和6年度から7年度にかけて公共用水域である21河川（高松市除く）において、PFOS及びPFOAの水質調査を行い、調査を行ったすべての河川において国が定める指針値である1リットルあたり50ナノグラムを下回っていた。これらについては、全て公表している。
徳 島	山間部を抱える自治体の地域公共交通について	コミュニティバスやデマンドバスの運行、住民への福祉タクシーやボランティアタクシーの利用料金補助を利用者の意見を反映して見直し実施しているとともに、地域公共交通計画により高齢者・過疎地域の移動手段の充実に努めている。(徳退連の要請により徳島県が初めて)各市町村が実施している地域公共交通制度の一覧表をホームページに掲載した。

愛媛	身元保証制度について	身元保証制度については県・市ともに課題として認識している。県外の先進事例を参考に政策・制度を研究しているが、県内自治体で共有していく。
福岡	女性の非正規雇用の割合が高いことから、就労貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化を関係団体に引き続き要請すること。 憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障する生活保護が必要な人が申請できるよう、申請抑制などが行われないよう引き続き指導すること。	「ママと女性の就業支援センター」においては、正規雇用を希望する方に対して、希望にあった就職ができるよう求職者一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。 県ホームページに「生活保護の申請をお考えの方へ」という項目を設け、生活保護の申請は国民の権利であるため、ためらわずに相談又は申請していただきたいとの呼びかけを行い、県内の申請窓口を掲載しており、より具体的に制度をご理解いただけるよう、各福祉事務所で小冊子（「保護のしおり」）等を利用して、申請相談時に活用している。
佐賀	認知症施策推進基本計画（24.12）に基づき、認知症の「新しい認知症観」「認知症の人の生活における意思等の尊重」など諸施策を第9期さががグローバルプランの深化を含め確実に実施すること。	県として、広く認知症の理解促進に取り組んできた結果、県内の認知症サポーターの数が13万人を突破するなど、一定の成果がでている。今後も認知症の正しい知識の普及啓発に取り組み、「新しい認知症観」の浸透を図ることで、誰もが認知症を自分ごととして考え、認知症の人の意思が尊重される社会の実現につなげていく。
長崎	2025年（令和7年）9月設立した「長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進体制を充実させ孤独・孤立対策の強化に努めること。 女性の非正規雇用の割合が高いことから、貧困の一因となっており、女性の所得向上と経済的自立のために、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。	「長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」は、11月10日時点で会員数が69団体となっており、メールマガジンやホームページで会員主催イベント等の広報・啓発を実施するなど会員間の連携促進や孤独・孤立対策の機運醸成に取り組んでいる。 男女を問わず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けての研修会の開催や、専門家を企業に派遣し、Nびか(年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に)に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度の認証取得に向けた助言や企業ニーズに応じた支援により、雇用環境の改善を図っている。

大分	認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的施策を整備すること。また、県下市町において導入が進む「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」については、すべての市町村に導入されるよう後押しし、現在、市町村間に生じている差異を早期に解消すること。さらには、国に対して働きかけること。	国では、認知症施策推進大綱におけるK P I (重要業績評価指標)に「認知症の人およびその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険を販売している保険会社の数」を設定するなど、認知症保険の普及を図ることとしている。 県としては、そうした国の動向を注視していくとともに、住民により身近な市町村における取組を推進するため、毎年度市町村担当者会議等を通じて導入事例の共有を図っていく。
宮崎	高齢者の暮らしを守る。働く高齢者の雇用の改善をはかること。安心して安全に働ける労働環境を整備すること。	本県におきましては、労働者が働きやすい職場づくりに取り組む事業所を知事が認証する制度「働きやすい職場『ひなたの極』認証制度」の普及等に取り組んでおり、審査において、高齢者が働きやすい職場環境整備の改善や、定着を進める取組などの確認も行っている。また、県が運営する「みやざきシニア就業支援センター」においては、高齢者からの就業相談対応や求人求職マッチングなどを実施するほか、企業への求人アドバイス、雇用環境改善の提案なども行っている。
鹿児島	身寄りのない1人暮らしの高齢者が増加しており、入院や施設入所の身元保証、死亡時の葬儀や遺品整理などの支援の仕組みを整備し、住民に周知すること。	「安心通報システム設置事業」や成年後見センターの設置等の取組を行っているが、身元保証や死亡時の支援の仕組みの整備については、昨年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」を踏まえた県の動向や他都市の状況を、引き続き注視していきたい。 〈鹿児島市〉

以上

<資料2>

2026年特別国会に向けた
政策・制度要求実現2. 13院内集会

2026年2月13日（金）10：00～11：45

場所：参議院議員会館1階講堂

<次 第>

（司 会） 小澤 利野 副会長

1. 開 会

2. 主催者あいさつ 野田 那智子 会長

3. 連帯あいさつ

（1）連 合 林 鉄兵 副事務局長

（2）政党関係（挨拶および情勢報告）

中道改革連合 野田 佳彦 元共同代表

齊藤 鉄夫 元共同代表

立憲民主党 水岡 俊一 代表

国民民主党 川合 孝典 幹事長代行

社会民主党 福島 みずほ 党首

公 明 党 宮崎 勝 労働局次長

4. 今後の取り組みについて 宇田川 浩一 事務局長

5. 集会アピール 岩崎 長久 副事務局長

6. 閉 会 増田 喜三郎 副会長

7. 団結がんばろう 野田 那智子 会長

政策・制度要求 実現 2・13 院内集会アピール

高市首相の自分勝手な真冬の解散・総選挙で、与党は4分の3の議席を獲得した。昨年の参院選で自民・公明は過半数を割り、公明は高市新総裁から離反、自民・維新の連立内閣が発足したが、台湾有事答弁など政権運営の懸念が表面化した。立憲と公明が衆院で結成した中道改革連合の議席は激減したが、右傾化する高市政権に対峙していかなければならない。

先の臨時国会で、野党主導によるガソリン・軽油暫定税率廃止法が成立したことは評価できるが、選択的夫婦別姓法案の進展がなかったことは残念だった。また、野党が提出した企業・団体献金を限定する法案に対して自民は公開性を高める法案を提出した。自民・維新は衆院議員削減法案を唐突に提案したが、政治資金問題を定数削減問題にすり替える動きに強く抗議する。

2026年度一般会計予算案の総額は過去最大の122.3兆円で、過去最高の税収を見込むものの、国債を29.6兆円発行し、その残高は1,145兆円に達する。社会保障費は診療・介護報酬を引き上げ、高額療養費制度を見直して70歳以上の外来特例上限を引き上げるなど2%増の39兆円としたが、防衛費は初の9兆円台で文教科科学費の1.5倍、国債費は31.3兆円となった。

政府は非核三原則見直し、長距離ミサイル配備、武器輸出、原発回帰、スパイ防止法制定を推進しようとしているが、国民的議論抜きのなし崩しや、沖縄離島への自衛隊拡大、完成の見通しのない辺野古新基地建設の強行は看過できない。また、昨年末に従来の健康保険証が無効とされたが、マイナ保険証への移行の不安が払拭されるまで、資格確認書の発行継続を求める。

春闘は2年連続で5%以上賃上げし、最低賃金も全国平均時給が1,121円となり、全都道府県で1,000円を超えた。しかし、実質賃金の減が続き、年金生活者には厳しさが増している。少子・高齢化の進行による介護・医療制度の見直しが提起されているが、退職者連合は高齢者の生活と権利を守り、年金・医療・介護・子育て支援など持続可能な社会を追求し、軍拡増税に断固反対する。

米国トランプ政権による国際法を無視したベネズエラ大統領の軍事的略取やグリーンランドの領有発言を非難する。イスラエルによるガザ侵攻は、停戦と人質解放の後も武力行使が続き、4年となるロシアのウクライナ侵略の戦況は膠着し、人々の犠牲と疲弊は限界に達している。退職者連合は昨年12月1日に外務省に対し、侵攻の即時中止を求める要請を行い、非核三原則遵守、核兵器禁止条約の批准を求め、連合の核兵器廃絶1000万署名に取り組んでいる。

物価高対策は必要だが、出口のない国債依存、防衛費高騰、放射性廃棄物処理などを子どもたちに押し付けてはならない。私たち退職者連合は、基本的人権の尊重・平和主義・立憲主義・民主主義の確立を求め、本日、2026特別国会に向けた取り組みを確認した。本集会以降、厚労省と各政党への要請行動を実施するとともに、現役の春闘交渉にエールを送り、連合と連携して、差別・排外主義に抗し、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会の実現をめざしていく。

2026年2月13日

日本退職者連合

政策・制度要求実現2・13 院内集会

2026年（第221回）特別国会に向けた要求

高市首相の自分勝手な真冬の解散・総選挙によって、与党は4分の3の議席を獲得し、立憲と公明が衆院で結成した中道改革連合の議席は激減しましたが、引き続き、差別・排外主義を許さず、平和と民主主義を守り、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会の実現をめざします。

高市政権は、武器輸出の拡大や非核三原則の見直しに踏み込もうとしていますが、核兵器禁止条約への署名・批准の手続きを進め、2026年開催予定の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に対応することを求めます。

日本退職者連合は、『2025年度政策・制度要求』の中から第221回特別国会に向けた要求を取りまとめましたので、要求実現に向けた取り組みを要請いたします。

1. 予算編成の健全化

（1）適正な予算編成

当初予算案の完成度を高め、補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示すること。また、国会審議の検証を受けない巨額の予備費計上や基金への繰り出しをしないこと。

（2）防衛予算の適正化

安全保障政策では専守防衛を堅持し、防衛費はGDP比で従来水準を超えないようにし、社会保障財源からの振替を生じさせないこと。

2. 雇用改善・子ども子育て支援

（1）雇用の安定・拡大、公正労働条件の確保

- ①フリーランス・事業者間取引適正化等法（24.11施行）を適切に運用し、ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」や偽装請負契約の実態を調査し、全ての就労者の権利を保護すること。
- ②技能実習制度・育成就労制度・特定技能制度については、監理団体（監理支援機構）・登録支援機関および受入れ企業の体制を整備したうえで、制度の目的・趣旨に沿った運用を遵守するとともに、労働者の人権保護と、処遇改善を図ること。
- ③あらゆるハラスメントを根絶するため、関係法制度・指針の実効ある運用を促進すること。

(2) 子ども子育て政策の社会化・次世代育成支援策の充実

- ①国庫負担による教育予算を拡充すること。
- ②保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。
- ③学生支援機構の奨学金制度について、給付型奨学金の拡充、無利子化、返済困難者への救済措置の拡充を早急に実現すること。

3. 年金保険制度

(1) 短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

- ①短時間労働者の被用者年金保険への加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模の要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。
- ②就職氷河期に遭遇し、やむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。また、年金生活者支援給付金を拡充すること。

4. 地域包括ケアネットワークの確立

(1) 地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

(2) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

5. 医療制度

(1) 応能負担

高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持すること。

(2) 医療提供体制の整備

- ①医師の偏在対策には診療科間の調整を含めること。
- ②医薬品の安定的な供給体制を早急に確立すること。

(3) 高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

- ①2022年10月から新たに設定された“診療段階における「自己負担2割」”の対象について、今後改定しようとするときは被保険者・医療従事者に対する

十分な説明により合意を得ること。

- ②「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「3割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。
- ③入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

6. 介護保険制度

(1) 介護労働者の基本報酬改善

2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は特殊な高齢者集合住宅を除き多くの地域で倒産・廃業の要因となった。次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。

(2) 介護保険制度の応能負担

- ①医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。2・3割負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起さない水準とすること。
- ②サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、十分な説明と合意を得ること。

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

- ①地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。
- ②ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。
- ③要介護1、2の高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

(4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ①多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ②規制改革推進会議等で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。
- ③介護老人保健施設や介護医療院の多床室の室料導入にあたっては、利用者の意見を尊重し、負担の全体的見直しを検討すること。

(5) 介護保険部会による見直し提案事項

介護保険部会等で議論された次の事項は撤回すること。

- ①「現役並み所得」「一定以上所得」の負担増
- ②「補足給付」見直し
- ③ケアマネジメント利用者負担
- ④軽度者へのサービスの総合事業化

7. 貧困・生活者対策

(1) 生活を直撃する物価高騰への対策

物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。

(2) 低所得高齢単身女性問題に関する要求実現

年金生活者支援給付金を増額し、確実に支給すること。

(3) 害獣対策

里山の保全計画を遂行し、クマなどによる人的・物的被害を防ぐ害獣対策を構築すること。

8. 温暖化防止・気候変動対策とエネルギー政策

(1) 原発事故の完全処理と原子力エネルギーに依存しない社会の実現

①福島原発事故の完全収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。ALPS処理水の海洋放出は、さらなる汚染水処理の技術精度向上に取り組む、不安解消に努めること。

②地元の理解や国民的合意を欠いた原子力発電所の新增設や運転期間の延長は行わないこと。最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

9. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

(1) 道路交通環境の改善

道路・橋梁・トンネル・埋設インフラ等を計画的に更新すること。

(2) 地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

ライドシェアの導入は、地域事情を見極め慎重に対応し、交通事業者以外の参入を認めないこと。

10. 社会保障としての住宅

(1) すまいの保障 ― 住宅困窮者の社会的解消

公営住宅について需要調査に基づき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。

11. 税 制

(1) 個人所得税

①金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間は金融所得の税率を引き上げること。

②人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。

(2) 法人税

グローバル・ミニマム課税（令和7年度税制改正で対応）などの税制を強化し、公正に課税すること。

(3) 消費税

「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、「消費税還付制度」を導入すること。

(4) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」は近い将来の廃止をめざしつつ当面、地域振興とは無縁な返礼品競争などの歪みを正す税制とすること。

12. ジェンダー平等

(1) 「第6次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直し

ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第6次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

「選択的夫婦別姓」を直ちに実現すること。

(3) 「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

「女性差別撤廃条約選択議定書」を早期批准すること。

(4) 「ILO第111号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准すること。

13. 「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業を支える地域農業の活性化

① コメ不足に起因した価格高騰に対しては、その原因と解消までのプロセスなど、消費者への適切な情報提供に努めること。

② 持続可能な生産活動が営めるよう、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度を拡充すること。

14. デジタル化政策

「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、資格確認書を存続させること。

以 上

<資料4>

産別・関連退連
地方退職者連合 各位

「核兵器廃絶1000万署名」取り組みへの御礼と報告

日々の取り組みとご協力に感謝申し上げます。

昨年5月15日に「退連発第24-097号」で要請をした約1年間にわたる「核兵器廃絶1000万署名」のご協力ありがとうございました。

第3次集約2026年3月27日（最終集約）の署名用紙による人数を連合本部運動推進局に報告をさせていただきました。

退職者連合として、会員×2筆を目指して進めてきましたが、結果として20%に満たない達成率となりました。しかしながら、現役組織との連携や核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指した運動を拡散することができました。

今後は、この署名と取り組みの願いを国連と日本政府にしっかりと届けることを呼びかけ団体（連合、原水禁、KAKKIN）に託して、核兵器廃絶に向けた取り組みを継続していくこととします。

改めて、この間の加盟組織・会員・家族の皆様のご協力に感謝を申し上げて御礼と報告とさせていただきます。

*退連本部に届いた署名用紙約1,000枚（2万人分）は、連合本部運動推進局に託しました。



内藤靖博副事務局長(左)
(総合運動推進局担当)
宇田川事務局長(右)

<退職者連合集約数>

総署名数 169,015名 + α (オンライン署名分)

参考：全体署名数 4,682,508名 (2026.3.31)

以 上

2026年3月31日
日本退職者連合
会 長 野田 那智子

<資料5>

2025 全国高齢者集会 次 第

開 会

<オープニング>

「創作和太鼓」 暁鼓遊のみなさん

<式 典>

1. 主催者代表あいさつ 退職者連合 会 長 野田那智子
2. 連合代表あいさつ 連 合 事務局長 清水 秀行
3. 来賓あいさつ 立憲民主党 代 表 野田 佳彦
国民民主党 青年局長 浅野 哲
社会民主党 参議院議員 ラサール石井
4. 実行委員会構成組織団体紹介
労働者福祉中央協議会 事務局長 南部美智代
全国労働金庫協会 経営企画部副部長 木内 崇文
こくみん共済 coop 常務執行役員 大好 博巳
5. 基調報告 事務局長 宇田川浩一
6. 講 演 警察庁 特別防犯対策監 杉 良太郎
(歌手・俳優、法務省特別矯正監、厚生労働省特別健康対策監)
テーマ「世のため、人のために どう貢献できるか」
7. 報 告 「高校生平和大使のとりくみ」
報告者 木場 笑里
安野美乃里
8. 集会アピール 副会長 川辺 優
9. 団結がんばろう 会 長 野田那智子

閉 会

2025全国高齢者集会 アピール

日本退職者連合は、7月16日に「第29回定期総会」を開催し、運動方針と政策・制度要求を満場一致で確認・決定した。本日、2025全国高齢者集会を開催し、運動方針の着実な取り組みと政策・制度要求の実現に向け全力で取り組むことを確認した。

春闘は2年連続で5%以上の賃上げを実現し、最低賃金も平均63円引き上げられ全国平均は1,118円となり、すべての都道府県で1,000円を超える見通しとなった。しかし、物価高騰で実質賃金のマイナスが続き、年金が抑制される高齢者には厳しさが増している。

年金法改正は、「基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了」策が復活したが、退職者連合は持続可能な制度構築に向け、国庫負担財源を確保するとともに「基礎年金の拠出期間」を延長し、「第3号被保険者制度」を見直すことを求めている。

誰もが地域で安心して暮らせる切れ目のない医療・介護ネットワークをつくることが急務となっている。マイナ保険証の導入が強行され、従前の保険証の使用期限が迫っている中で資格確認書が発行されているが、マイナンバーカードは更新が必要で混乱は必至である。退職者連合は、不安が払しょくされるまで従前の保険証の存続を求めてきたが、引き続き、混乱回避措置を政府に求めている。また、訪問介護の基本報酬引き下げは、小規模介護事業所に深刻な影響を与えており、地域において休廃業が相次いでいる。2年後の次期改定を待たず、速やかな復元・改善を強く要請する。

広島・長崎の被爆、敗戦から80年が経過したが、米国トランプ政権によって、世界経済は混沌に陥り、国際関係が破綻しつつある。犠牲者が増え続けているウクライナとパレスチナ・ガザにおける即時停戦を求めるとともに、国連を無視したイスラエルと米国のイランへの軍事行動に強く抗議する。

退職者連合は、日本政府に非核三原則の遵守と核兵器禁止条約への署名・批准を求め、核兵器廃絶に向けた連合の1000万署名に取り組んでいく。防衛費のGDP比2%への倍増で日本は軍事大国化しつつある。私たちは、この動きを許さず、日本が再び戦争をする国にならないよう、護憲、平和の取り組みを全力で進める。

昨秋の衆院選に続けて7月の参院選でも与党が過半数を割り、自民党政治が国民の支持を失っていることは明らかである。退職者連合は平和と民主主義を守り、差別・排外主義を許さず、人権が尊重され、誰もが働きやすい「ジェンダー平等社会」の実現をめざしていく。心豊かに、生き生きと暮らせる社会に向けて、憲法が保障する平和的生存権を不断の努力で未来につないでいこう。

2025年9月18日

2025全国高齢者集会

＜資料 6＞

退連発第25-101号
2026年1月19日

構成組織代表者 各位

日本退職者連合
会 長 野田 那智子

「2026年組織実態調査」の実施について

連日の諸活動に敬意を表します。

さて、この度日本退職者連合は「2026年組織実態調査」を行うこととしました。組織実態調査はこの間おおむね2年に一度実施してきており、退職者連合の組織状況を確認し、運動の充実、相互理解、組織拡大・強化への取り組み等を進めるために必要な基本調査となっています。

添付の「調査票記入上の注意」をご参照いただき、ご回答いただきますようお願いするものです。

記

1. 実施期間 2026年1月19日（月）～2月28日（土）
2. 締め切り 2026年2月28日（土）
3. 調査基準日 2026年2月1日（日）
4. 調査方法 調査用紙を添付ファイルによりデータで配布。
記入後、データで回答。
5. 調査用紙
産別・関連退連 「2026年組織実態調査（産別・関連退連）」
地方退連 「2026年度組織実態調査（地方退連用）」
「別紙調査用紙 1・2」
6. 返送先アドレス ntr@sv.rengo-net.or.jp
7. 問い合わせ先 日本退職者連合 TEL：03-5295-0507
(担当 高橋)

以上

<資料7>

2025年12月1日

外務大臣

茂木 敏充 様

日本退職者連合
会 長 野田 那智子

ロシアとイスラエルによる侵攻の即時中止を求める要請について

謹啓 日夜、国政にご精励のこと心から敬意を表します。

表題につきまして、弊退職者連合は政府に対する要請を別添のとおりとりまとめました。

つきましては、外務省におかれまして実現のため格段のご尽力をお願い申し上げます。

敬白

記

1. ロシアによるウクライナ、イスラエルによるガザ侵攻の即時中止を求める要請（別添）

以 上

ロシアによるウクライナ、イスラエルによるガザ侵攻の即時中止を求める要請

日本退職者連合

広島・長崎の被爆、敗戦から80年が経過しましたが、国際社会は混沌に陥り、国際関係が破綻しつつあります。日本退職者連合は、犠牲者が増え続けているウクライナとパレスチナ・ガザにおける即時停戦を求めています。

【ウクライナ】

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略から4年近くが経過しました。ウクライナは当初のキーウ侵攻は撃退したものの、同年9月、ロシアは南東部4州の占領地域で編入の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数として、ウクライナからの分離独立、4州の併合を宣言しました。ウクライナ領の一方的な編入は、2014年のクリミア併合以来のことです。

欧米諸国がウクライナを支援して戦況は膠着し、犠牲者はウクライナ兵の死者が約4万6,000人、民間人死者が約1万2,000人以上、ロシア兵の死者7万8,000人以上とされ、ウクライナ国外への避難者数は800万人以上（UNHCRなどの推定）と伝えられています。プーチン大統領が核兵器の使用も辞さない構えを示してきたロシアが安全保障理事会の常任理事国であることから国連の調整は機能せず、今年8月の米ロ首脳会談でも戦闘終結の見通しは立ちませんでした。

ロシアのウクライナ侵攻で穀物や資源の需給が逼迫して国際的に価格が高騰、日本経済にも打撃となっています。戦闘の長期化により、ウクライナ国民の犠牲と疲弊は限界に達しており、一刻も早い戦闘中止を求めます。

【パレスチナ・ガザ】

2023年10月のハマスによるイスラエル侵攻に端を発したイスラエル軍によるガザ侵攻から2年が経過しました。2025年1月に停戦が実現したものの、3月に攻撃再開、5月には戦闘拡大し、すでにガザ地区では7万人が犠牲となり、その多くが子ども、女性、高齢者となっています。

イスラエル軍はガザ市を完全制圧するため、空爆に加え、戦車による地上戦を開始しました。狭いガザ地区では90%以上の家屋が破壊・損傷され、瓦礫の山が築かれています。イスラエル軍の封鎖によって陸路からの援助物資が届かず、空輸による救援品争奪を招き、食料不足による餓死、医療不足による死亡が続出し

ました。

退職者連合は、今年6月の国連を無視したイスラエルと米国のイランへの軍事行動、さらに、9月9日のイスラエル軍がカタールでハマスの代表団を標的とした一方的な攻撃（ハマス5人とカタール治安当局1人が死亡）に断固として抗議します。

国連人権理事会が設置した独立調査委員会はイスラエル軍による殺害・支援妨害・強制移住などを「ジェノサイド（大量虐殺）」と結論づけました。9月12日、国連総会はパレスチナの国家承認と「2国家共存」を支持する宣言を142か国の賛成多数で採択しました。パレスチナの国家承認は、英・仏・カナダ・オーストラリアなど11か国が加わり160か国に迫り、国連加盟国の8割となっています。

しかし、米国との関係を斟酌した石破前首相は、国家承認は「するか否か」ではなく「いつするか」の問題だと述べ（9月23日の国連総会）、今回は承認を見送りました。前首相は、イスラエルが2国家解決への道を閉ざす行動を取れば「新たな対応を取ることになる」と警告しましたが、ヨルダン川西岸地区への国際法を無視した入植も拡大しており、すでに具体的な措置に踏み切る段階であると考えます。

9月29日、トランプ米大統領は20項目からなる和平案を発表、即時停戦とイスラエル人の人質全員の解放、数百人のパレスチナ人拘束者の釈放などを提案し、合意すれば全面的な支援を開始、和平プロセスに移行するとしました。

10月6日からエジプトでイスラエルとハマスの間接交渉が行われ、10月10日に停戦が発効、13日までにハマスは人質20人全員を解放しました。その後、人質の遺体引き渡しが進んでいますが、イスラエル軍の武力行使は続き、犠牲者は増え続けています。

11月17日、国連安全保障理事会は、トランプ政権が主導した和平計画を支持する決議案を賛成多数（中国・ロシアは棄権）で採択し、暫定統治組織を監督する平和評議会の設立や国際安定化部隊の展開について承認しました。

今後、イスラエル軍の撤退とハマスの武装解除などを経て、イスラエルはガザを占領・併合せず、パレスチナ人の実務家らによる暫定統治組織の樹立に向けた交渉が控えており、最終合意に至るか予断を許さない状況です。

以上のことから、以下の要請をいたします。

1. 日本政府として、ロシア政府およびイスラエル政府に対して、侵攻の中止を強く申し入れること。
2. 日本政府として、国連の場において、和平会議の開催を主導すること。
3. 日本政府として、直ちにパレスチナを国家承認すること。

<資料8>

第18-02225号
2025年07月18日

各構成組織

書記長・事務局長および人権担当者 各位

各地方連合会

事務局長および人権担当者 各位

日本労働組合総連合会

事務局長 清水 秀行

総合運動推進局長 春田 雄一

**「狭山事件第4次再審請求において事実調べ・
再審開始を求める署名」への協力について**

連日の取り組みに敬意を表します。

さて、連合が加盟する部落解放中央共闘会議からの要請にもとづき、「狭山事件第4次再審請求において事実調べ・再審開始を求める署名」の趣旨に賛同し、協力することを第22回中央執行委員会（2025.7.17）にて確認しました。

連合は1989年の結成以来、人権意識を原点に据えた運動を積極的に推進していくことを目標に掲げ、えん罪や差別のない、安心して働くことのできる社会の実現に向けた運動を展開しています。

狭山事件に対しては、連日の取り調べによるウソの自白を強要された石川一雄さんの「見えない手錠」を外すべく、部落解放中央共闘会議と連帯し、事件のあった埼玉県狭山市で「人権フィールドワーク」を毎年開催するとともに、そのえん罪を晴らすため、再審開始に向けた取り組みを継続してきました。

石川一雄さんの急逝（2025.3.11）を受けて第3次再審請求は終了しましたが、故人の遺志を継いだ配偶者の石川早智子さんが弁護団とともに第4次再審請求を申し立てています（2025.4.4）。

石川一雄さんのえん罪をはらすとともに、人権を守る取り組みとして本署名へのご協力をお願い申し上げます。

記

1. 展開方法：

原則、構成組織（タテ）からの展開とする。

なお、部落解放地方共闘に加盟している地方連合会は、当該の部落解放地方共闘と連携し対応する。

2. 署名送付先

部落解放同盟中央本部 気付 狭山事件の再審を求める市民集会 宛
（〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1）

3. 第1次集約

2025年9月30日（火）

※第2次集約は今後の動きを踏まえて通知する。

4. 署名の取り扱い

署名については最終集約後、東京高裁へ提出される予定

【本件問い合わせ先】

連合 連帯活動局 TEL. 03-5295-0513
Email:rentai@sv.rengo-net.or.jp

以上

2025年7月28日

第27回参議院選挙結果についての談話

日本退職者連合
事務局長 宇田川 浩一

1. 参議院も与党の過半数割れを実現したが危惧も

7月20日に第27回参議院選挙の投開票が行われ、焦点の1人区は野党の17勝に対して自民は14勝で、全体では自民（13減）・公明（6減）は合計47議席に留まった。与党は昨年の衆院選に続けて過半数を割り込み、自民党が衆参両院で過半数を割ったのは結党以来のことである。

一方、野党連携を進めた立憲民主党は22議席で現状維持だったが、国民民主党は17議席、参政党が14議席で各13増と大きく伸長し、保守党も2議席を得た。連合の構成組織が擁立した候補者全員の当選を果たせなかったことは極めて残念だったが、酷暑の中での会員各位の取り組みに、心より敬意を表する。

コメをはじめとする物価高騰や政治不信による自民党の敗退は当然で、連立を組む公明党も責任を免れない。今回の投票率が58.5%で前回から6.5%上昇したことは是としたいが、既成政党への不信が新興政党の扇動的なアピールに吸収されたことは、危惧すべき状況である。また、女性当選者42人は参院では過去最高で、非改選を含めた女性参院議員が73人で29%となったことは評価するが目標には達していない。

2. 人権を尊重し生活を安定させる政権交代をめざして

米国との関税交渉が着地したが、石破首相は続投を表明している。本来なら責任を取って退陣すべきだが、下野すべき自民党内での権力闘争が始まろうとしている。野党側も主義主張の隔たりが大きく、連立の形が見えないが、目先の打算抜きに世代間対立を超えて、持続可能な社会保障・財政・エネルギー・外交政策を調整する責任がある。臨時国会では、喫緊の課題であるガソリン税率、政治資金改革、選択的夫婦別姓導入を決着し、物価高、消費税、関税、賃上げ問題などに早急な対応を求めたい。

退職者連合は、政治への信頼回復、国民生活の安定、働き方に中立的な社会保障を求め、立憲民主党と国民民主党が軸となる連立政権をめざしてきた。情勢は厳しいが、差別・排外主義を許さず、平和と民主主義を守り、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会の実現に向けて、引き続き取り組みを進めていく。

以上

2025年8月6日

戦後、被爆80年にあたって

日本退職者連合
会 長 野田 那智子

1. 戦争責任を問わないままの80年

各地の空襲、沖縄戦、広島・長崎の原爆投下、そして敗戦から80年が経過しました。日本人の死者は約310万人（原爆・・・広島：14万・長崎：7万人）、アジア太平洋地域の死者は2000万人と言われていますが、なぜ、これほどの犠牲を生じてしまったのか。

戦勝国による東京裁判で軍部の指導者たちは断罪されましたが、日本国としての検証は行われず、戦争責任も曖昧なままです。日本によって植民地支配された朝鮮半島はいまだに南北に分断されたままで、台湾も複雑な立場に置かれています。

国内の戦争被害の実相は、各地で体験者による伝承が取り組まれてきましたが、戦地での実相は語り継がれることなく、実戦体験者のほとんどが鬼籍に入り、見えなくなりつつあります。

2. 日本国憲法の下での復興・成長

日本国憲法の骨子はGHQが起草しましたが、帝国議会で大日本帝国憲法を改正する手続きを経て1946年に制定されました。敗戦によって壊滅的な打撃を受けた日本は、新憲法の国民主権、戦争の放棄、基本的人権の尊重を大原則とする戦後体制となり、7年の占領期間の後、高度経済成長によって世界第2位の経済大国となりました。しかし、その背景として中国の混乱、朝鮮戦争やベトナム戦争があったことを忘れてはなりません。

3. 戦後日本を総括し平和と民主主義の構築を

敗戦の情景を見失わないうちに、復興の20年、成長の30年、停滞の30年を総括する必要があります。第二次大戦後も世界各地で戦闘が絶えない中で、日本は侵略を受けることなく、武力行使することなく、今日を迎えることができました。あらためて日本国憲法が国政の軸となってきた経緯と意義を確認したいと思います。

日本退職者連合は結成以来、平和を希求し、核兵器廃絶に向けた活動を行ってきました。政府には、専守防衛・非核三原則を遵守して、集団的自衛権を容認せず、「核抑止」から脱却し、直ちに核兵器禁止条約への署名・批准を求めます。

退職者連合には、平和の大切さを訴える責任があります。これからも日本国憲法を礎として、平和と民主主義を守り、地域で安心して暮らすための取り組みを進めていきます。

以 上

2025年12月22日

第219回臨時国会閉会にあたっての談話

日本退職者連合
事務局長 宇田川 浩一

1. 財政の原則を無視した2025年度補正予算が成立

12月16日、一般会計18.3兆円の2025年度補正予算が自民・維新・国民民主・公明などの賛成多数で成立しました。重点支援地方交付金（2兆円）、インフラ国土強靱化（1.5兆円）、電気・ガス代支援（5,300億円）、子ども1人2万円の給付（3,670億円）を計上し、防衛費の対GDP比2%を前倒し達成する1.1兆円も積みまれています。

本来、補正予算は財政法29条で「特に緊急となった経費の支出」と限定されています。医療・介護等支援として1兆3,600億円を計上し、医療・介護従事者の賃上げ（半年分）を盛り込んだことは評価します。しかし、立憲民主党などの減額要請を受け入れず、11.7兆円もの国債追加発行を要し、複数年度にわたって事業支出できる基金へ2.5兆円も計上し、予備費7千億円も積みました。規模ありきの編成については、年間予算のあり方を根本から見直さなければなりません。

2. 予算審議は不十分、議員定数よりも政治資金改革が先

コロナ禍後で最大規模の補正予算案は、12月8日に国会提出、11日に衆院通過、16日に参院可決と実質1週間で成立しました。高市首相の台湾有事答弁もあり、委員会での予算審議が明らかに不十分ながら臨時国会は12月17日に閉会しました。

衆院政治改革特別委員会では、国民民主と公明が提出した企業・団体献金の受け皿を限定する法案に対し、自民は現状のまま透明性を高める法案などを提出して膠着、自民と維新が提出した衆院議員削減法案は審議入りせずに会期末を迎えました。政治資金問題を定数削減問題にすり替える動きに強く抗議します。

3. 当面の利益確保よりも、子どもたちに責任を持てる政策を

野党主導でガソリン・軽油暫定税率廃止法が成立したことを評価できますが、選択的夫婦別姓法案の進展がなかったことは残念です。物価高対策は必要ですが、その原因解明と根本的対策が講じられなければ対症療法に過ぎません。出口のない国債依存、防衛費の高騰、放射性廃棄物処理などを子どもたちに押し付けてはなりません。

連合と連携して、差別・排外主義に抗し、将来にわたる生活と社会保障を重視する政策を掲げ、取り組みを進めていきましょう。

以 上

2026年1月6日

介護保険の利用者負担増に反対する声明

日本退職者連合
会 長 野田 那智子

1. 社会保障審議会の介護保険部会で負担増を議論

介護保険部会は、12月25日に「現役並み所得」(3割)の基準は「引き続き検討を行うことが適当」、「一定以上所得」(2割)の基準は「継続検討し、第10期事業計画期間の開始(2027年度～)の前までに結論を得ることが適当」と意見集約した。

当初、利用者負担は1割とされてきたが、2015年に2割負担、2018年に3割負担を導入した。保険料が上昇する中、全世代型社会保障の考えにより、負担の公平化を図る必要があるのではないかと主張を背景として、基準見直しの議論が行われた。

厚労省は現行の「合計所得280万円以上(単身の場合／夫婦は346万円以上)」を拡げる選択肢として、260万円から230万円(夫婦は326万円から296万円)までを提示し、配慮措置として、①新たに2割負担になる場合、当分の間、月7,000円の増額上限を設定、②預貯金等が一定額以下(単身700万・500万・300万円／夫婦1,700万・1,500万・1,300万円)の者は申請により1割負担に戻すことも提示した。

見直し積極派からは、「医療との整合性、応能負担、保険料の上昇抑制の観点からなるべく多く一定以上の所得対象とすべき」「現役世代を考えれば、原則2割の検討も必要」との意見があった。連合を含む慎重派からは、「物価高騰下において高齢者の生活実態を踏まえれば慎重に」「医療と比べ利用期間が長いため負担増は利用控えを招き、重度化を招く」「公費負担の引き上げも検討すべき」との意見が出された。

2. 「保険料負担あって、介護サービスなし」はゴメンだ

2000年に創設された介護保険制度は貴重な社会生活基盤となっている。しかし、訪問介護の基本報酬削減など処遇悪化が事業所の閉鎖や従事者不足を招いている。「保険料負担あって介護サービスなし」という事態があってはならない。

利用者負担は1割を基本とし、2割負担者の拡大は行うべきではない。また、有料老人ホームのケアマネジメントの自己負担検討を求める内容についても反対である。超少子高齢化が加速する中、持続可能な介護保険制度を構築するために、退職者連合は、公費負担の増額も視野に入れて将来的に安定した財源の枠組みを求め、取り組んでいく。

以 上

第51回衆議院選挙にあたって

国民主権・国民生活最優先の政権を目指して

本日、衆議院が解散され 1月27日公示・2月8日投開票の日程で第51回衆議院選挙が行われることになりました。

安倍・菅政権から岸田政権・石破政権となり、熟議の国会になるかと思われましたが、高市政権が強権路線を突き進もうとしています。

昨年10月の政権発足以降、政治資金問題を置き去りにして議員定数削減にすり替えようとしたり、防衛費の引き上げや安保三文書の前倒し改定など国民の声を無視した政治を推し進めています。

さらに、国民生活に直結する2026年度予算審議を後回しにし、政権発足からわずか3カ月余りで衆議院を「国益より自分ファースト解散」して自己保身を優先する自民・維新に政権運営を任せることはできません。

日本退職者連合は、連合とともに今の政治をリセットし、すべての働く者・生活者の立場に立った「政治」による「政策」を実現して、平和で安心して暮らすことのできる日本を創るために、すべての構成組織・会員・家族の皆様の積極的な取り組みをよろしくお願いします。

寒い中でのきわめて短い選挙日程となりますが、国民の声をしっかりと国会に届けるために、期日前投票を含めて確実な投票行動の徹底をお願いいたします。

棄権は危険です！私たちの力を最大限に発揮していきましょう！

以 上

2026年1月23日

日本退職者連合

会 長 野田 那智子

2026年2月9日

第51回衆議院選挙結果についての談話

日本退職者連合

事務局長 宇田川 浩一

1. 大義なき解散の結果を深刻に受け止める

1月23日に召集された通常国会は、高市首相の自己都合によって2分間で解散、2月8日に第51回衆議院選挙の投開票が行われました。自民・維新の与党が計352議席で4分の3を獲得、自民の316議席に対して中道は49議席と惨敗しました。維新と国民民主は横ばい、参政は3から15に増加、みらいが11議席を得ました。厳冬の中、政治のリセットに向けた会員・家族の皆様の取り組みに、心より敬意と感謝を表します。

野党主導によるガソリン暫定税率の廃止や立憲が主張してきた給付付き税額控除の導入検討が高市政権の実績として利用され、消費減税の大合唱となりましたが、国民生活に直結する新年度予算案と「政治とカネ」の問題を後回しにした自分ファースト政権が多く票を得たことを深刻に受け止めなければなりません。立憲と公明が合流した「中道改革連合」が議席を大きく減らしたことの総括が必要です。

今回の投票率が56%で前回から2%上昇したことは是としますが、SNSの影響による扇動的なアピールに吸収されたことは、危惧すべき状況です。また、女性当選者は68人で前回より5人減、女性比率は15%でした。

2. 政治への信頼回復と国民生活の安定・平和をめざして

政治とカネの問題は未解決です。続投となる高市政権は政治資金改革を避けることはできません。円安による物価高によって実質賃金のマイナスが続き、社会保障の負担と給付の在り方が問われています。帝国主義時代に回帰しつつある国際情勢への対応、長期的なエネルギー政策、選択的夫婦別姓導入など課題は山積しています。

民主政治の危機が憂慮されますが、退職者連合は、高齢者の生活と権利を守り、年金・医療・介護・子育て支援など持続可能な社会の実現のために、軍拡増税に断固反対し、基本的人権の尊重・平和主義・立憲主義・民主主義の確立を求めています。

以 上

2026年3月4日

米国・イスラエルによるイラン攻撃についての談話

日本退職者連合

事務局長 宇田川 浩一

1. 国際法違反の主権侵害を非難する

2月28日、米国とイスラエルが共同でイランを攻撃し、ハメネイ最高指導者を殺害した。イランの核開発に関する外交交渉の途中で、国連安保理の決議も米国議会の承認もなしに一方的に武力行使し、多くの死傷者を生じたことを強く非難する。イラン国内では、今年に入ってから、反体制運動に対する弾圧で数千人の犠牲者が出たと伝えられ、憂慮すべき事態だったが、他国による体制転覆は認められない。

トランプ政権による今年1月のベネズエラ大統領の軍事的略取に続く今回の暴挙は、第二次世界大戦後の国連を基軸とする国際秩序を崩壊させる行為である。イランの反撃と米国・イスラエルの攻撃により民間人の生命が一層危機にさらされている。

2. 日本政府は毅然として態度を表明すべき

日本政府は、国連中心主義の下、一貫して「力による現状変更」を認めない立場をとってきた。しかし、イランのみを批判し米国とイスラエルの暴挙を批判しない態度は、日和見的で国際的な信頼を失すると同時に危機管理意識の欠如と言わざるを得ない。

日本はイランとの友好関係を築き、2019年に安倍元首相が訪問してハメネイ師と会談している。日米安保条約があるとは言え、このまま米国追従の態度を取り続ければ、中東・アラブ諸国における日本に対する一定の信用を失墜させることになる。

日本は、原油の9割以上を中東からの輸入に依存しており、今回の攻撃によって、ホルムズ海峡が閉鎖され、安定供給が絶たれば、日本経済は危機に瀕する。いかなる軍事行動も排除し一日も早い紛争の外交的解決を図り、核兵器の開発・保有は全面的に禁止すべきである。

そのためにも日本政府は一刻も早く核兵器禁止条約を締結・批准し、「核兵器のない世界」を先導すべきである。

以 上

2026年3月11日

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年の談話

日本退職者連合

事務局長 宇田川 浩一

1. 大震災の復興はどうなっているか

3月11日、東日本大震災から15年が経過し、当時の幼児は成人年齢に達した。死者・行方不明者は2万人超となり、その後も熊本や能登半島など、日本は多くの震災に見舞われているが、プレートの境界に位置する火山列島は地震を避けれない宿命にある。犠牲者に心より哀悼の意を表し、被災者にお見舞いを申し上げます。

繰り返される三陸地方の大津波は、人々の記憶が薄らぐことで被害を重ねてきた。被災地では新たな堤防が築かれ、高台に災害公営住宅が立ち並んだが、多くの住民が故郷を離れた。道路や港湾などの復興は進捗したが、生活基盤が失われ、過疎化が急速に進んでいる。被災地復興は可能か、若い世代の意見をよく聴き、将来の見通しを持って、若い世代が希望を持ち、安心して暮らせる未来を築くことが大切である。

2. 福島第一原子力発電所事故の解決すべき課題は山積している

東日本大震災の最大の危機は、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故であり、世界的にも大きな衝撃を与えた。今でも、6町村の帰還困難地域は立ち入りが制限され、福島県が把握している避難者は2万人以上にもなる。また、子どもの甲状腺がんの比率が他県よりも多いことは明らかである。

「安全」だったはずの発電所がなぜ爆発したか。司法判断が揺れ、責任の所在が不明確では事故が繰り返されかねない。計画では廃炉まであと25年、費用は8兆円と想定されているが、880トンの燃料デブリを取り出す技術は確立されていない。

昨年2月、当時の石破内閣は、原子力を最大限活用するとした「エネルギー基本計画」を閣議決定して原発回帰に舵を切り、今年1月には、東電は新潟県の柏崎刈羽原子力発電所6号機を再稼働させた。核燃料サイクルの肝である青森県六ヶ所村で建設中の再処理工場は完成予定が27回も延期され、福島では「処理水」の海洋放出が続き、数万年以上の管理を要する高レベル放射性廃棄物の最終処分場の見通しも立っていない。中東情勢が緊迫する中、再生可能エネルギーを軸とする資源エネルギー政策を確立しなければならない。

以 上

<資料10>

2025年度役員・顧問

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
会 長	野田那智子	全日本自治体退職者会	
副 会 長	川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	
副 会 長	増田喜三郎	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
副 会 長	小澤 利野	全国退職女性教職員の会	
副 会 長	田村 雅宣	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
副 会 長	大山 勝也	JAM高齢者・退職者の会	
副 会 長	北野 慎一 則松 佳子 富田 珠代	連合副事務局長	2025/8/26第1回幹事会 2025/11/19第2回幹事会
事 務 局 長	宇田川浩一	全印刷局退職者の会	
副事務局長	岩崎 長久	日本退職教職員協議会	
副事務局長	大内 孝子	連合本部退職者の会	
副事務局長	高橋 洋子	情報労連NTT労組退職者の会	2025/11/19第2回幹事会
常 任 幹 事	川端 邦彦 中西 満	全日本自治体退職者会	2025/11/19第2回幹事会
常 任 幹 事	畠山 幸子	日本退職教職員協議会	
常 任 幹 事	操谷 孝一	基幹労連シニアクラブ	
常 任 幹 事	中山 耕介	連合総合組織局局长	2025/8/26第1回幹事会
幹 事	高見恵利子	情報労連NTT労組退職者の会	
幹 事	高橋 洋子 川崎 眞弓	情報労連NTT労組退職者の会	2025/11/19第2回幹事会
幹 事	相馬 真琴	情報労連NTT労組退職者の会	2025/11/19第2回幹事会
幹 事	加藤 文男	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
幹 事	岡田きく江	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
幹 事	藤本 泰成	日本退職教職員協議会	
幹 事	内山 礼子	全国退職女性教職員の会	
幹 事	添田悦子	全国退職女性教職員の会	
幹 事	金持 史宣	全日本自動車産業労働組合総連合会退職者会	
幹 事	鈴木 博文	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
幹 事	玉之内明德 馬橋 博一	鉄道退職者の会全国連合会	2026/3/11第4回幹事会
幹 事	新田 晃久	林野関連退職者の会	
幹 事	奥山 光昭	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
幹 事	中山 廣	JR連合退職者連絡会	
幹 事	仲谷 薫	電機連合歴代役員懇談会	
幹 事	渡辺 幸一	私鉄高齢者・退職者の会全国連絡協議会	
幹 事	上村 時彦	全日本水道退職者協議会	
幹 事	大野 弘二	JAM高齢者・退職者の会	
幹 事	雨宮 敬	JT関連退職者の会	
幹 事	岡本 吉洋	農林水産省退職者の会	
幹 事	伊藤 恭子	NHK退職者全国協議会	
幹 事	荒川 洋 齋藤 芳広	全印刷局退職者の会	2025/11/18第2回幹事会
幹 事	水越 征雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
幹 事	矢ヶ部正弘	セラミックス連合OB会	2026/1/14第3回幹事会 脱退承認
幹 事	小島 茂	連合本部退職者の会	
幹 事	北岡 孝義	総評退職者の会	
幹 事	峯後 樹雄	北海道ブロック（北海道）	
幹 事	石田 隆志 佐藤 淳一	東北ブロック（青森） 〃（岩手）	2026/6/17第6回幹事会
幹 事	遠藤 幸男 高木 時夫	関東ブロック（東京）	2025/11/18第2回幹事会
幹 事	福重 元博	東海ブロック（愛知）	
幹 事	山田 太郎 斉藤 重範	北陸ブロック（新潟） 〃（福井）	2025/11/18第2回幹事会
幹 事	徳永 秀昭 松本 昌三	近畿ブロック（大阪）	2026/5/13第5回幹事会
幹 事	山田 敏明 森本 榮	中国ブロック（鳥取） 〃（岡山）	2026/1/14第3回幹事会
幹 事	國弘 昭	四国ブロック（高知）	
幹 事	檀 勝樹	九州ブロック（福岡）	
会 計 監 査	山口 栄子	全日本水道退職者協議会	
会 計 監 査	広瀬 敬	林野関連退職者の会	
顧 問	人見 一夫	全日本自治体退職者会	

産別・関連退職者連合						
組織名		略 称	会 長	事務局長	電 話	FAX
1	全日本自治体退職者会	自治退	人見 一夫	中西 満	03-3262-5546	03-3263-2481
2	情報労連・NTT労組 退職者の会	情報労連 NTT労退	川辺 優	相馬 真琴	03-3219-2181	03-3219-2777
3	日本郵政グループ労働組 合退職者の会	JP労退 退職者の会	増田喜三郎	加藤 文男	03-5830-2520	03-5830-2484
4	日本退職教職員協議会	日退教	平岡 良久	藤本 泰成	03-5275-2197	03-5275-2081
5	全日本自動車産業労働 組合連合会退職者会	自動車総連 退職者会	金子 晃浩	金持 史宣	03-5447-5811	03-5447-6628
6	UAゼンセンIKI・ IKIライフクラブ	IKI・IKIラ イフクラブ	田村 雅宣	荒川 聰	03-3288-3598	03-3288-7174
7	全国退職女性教職員の会	全国退女教	北村 典子	内山 礼子	03-5275-2196	03-5275-2081
8	JR連合退職者連絡会	JR連合退	前田 稔	中山 廣	03-3270-4590	03-3270-4429
9	電機連合歴代役員懇談会	—	泉田 和洋		03-3455-6911	03-3452-5406
10	基幹労連シニアクラブ	基幹シニア	兼子昌一郎	綱島 和彦	03-3555-0401	03-3555-0407
11	全日本鉄道労働組合 総連合会OB連絡会	JR総連OB 連絡会	奥山 光昭	森 將美	03-3491-7191	03-3491-7192
12	私鉄高齢者・退職者の会 全国連絡協議会	私鉄高退協	渡辺 幸一	伊藤 将	03-3473-0166	03-3447-3927
13	鉄道退職者の会全国連合会	鉄退連	玉之内明德	馬橋 博一	080-4445-5100	03-5843-7315
14	林野関連退職者の会	林退会	石川 昇	新田 晃久	03-6912-0403	03-6912-0408
15	全日本水道退職者協議会	全水退	石井 栄一	上村 時彦	03-3816-4132	03-3816-1430
16	JAM高齢者・退職者の会	JAMシニア クラブ	宮本 礼一	大野 弘二	03-5440-7388	03-5440-7389
17	農林水産省退職者の会	農水退	白須 敏朗	岡本 吉洋	03-3508-4350	03-3508-4351
18	JT関連退職者の会	JT関連退	雨宮 敬	宮崎 縣	03-3455-4302	03-3455-4301
19	NHK退職者全国協議会	N退協	伊藤 恭子	濱谷 彰彦	03-5455-5811	03-3465-1646
20	全印刷局退職者の会	全印刷 退職者の会	竹井 京二	齋藤 芳広	03-3927-8677	03-3927-8688
21	一般社団法人 日本セカンドライフ協会	JASS	蟹沢 俊行	水越 征雄	03-3512-3580	03-3512-3585
22	連合本部退職者の会	連合 OBOG会	田島 義明	小島 茂	048-474-6400	048-474-6400
23	総評退職者の会	総評 退職者の会	阿部 保吉	土谷 一雄	03-3251-0311	03-3253-1790

地方退職者連合						
		組織名	会 長	事務局長	電 話	FAX
北海道	1	北海道退職者連合	峯後 樹雄	真壁 英治	011-210-5104	011-272-8880
	2	青森県退職者連合	石田 隆志	泉 建吾	017-735-0551	017-735-0553
東北	3	岩手県退職者連合	佐藤 淳一	丹野 充喜	019-625-5505	019-623-1105
	4	秋田県退職者連合	大泉三三男	伊東 博	018-833-0505	018-833-0506
	5	山形県退職者連合	三澤 裕	柏木 実	023-625-0555	023-624-7661
	6	宮城県退職者連合	進藤 善友	大倉 克志	022-263-9762	022-263-9763
	7	福島県退職者連合	伏見 吉弘	藤岡 郁夫	024-522-0500	024-522-0501
関東	8	群馬県退職者連合	竹之内孝之	伊原 弘充	027-263-0555	027-261-0549
	9	栃木県退職者連合	有野 一良	渡辺 邦夫	028-650-5555	028-650-5566
	10	茨城県退職者連合	清水 端祥	—	029-231-2020	029-227-8610
	11	連合埼玉退職者協議会	青木 光明	福田 博之	048-834-2300	048-834-2301
	12	千葉県退職者連合	大屋 哲史	梶間 恒夫	043-201-2022	043-201-2023
	13	東京高齢・退職者団体連合	高木 時夫	永田 哲夫	03-5444-0510	03-5444-0303
	14	神奈川県退職者連合	鈴木 武男	原 まさ江	045-211-1133	045-201-8866
東海	15	山梨退職者団体連合	遠藤 長男	中澤 千尋	055-228-0050	055-222-1189
	16	長野県退職者連合	善財 保	原田 幸一	026-234-1626	026-234-1349
	17	静岡県退職者連合	高橋 勉	—	054-283-0105	054-288-0105
	18	連合愛知シニアクラブ	福重 元博	前野 守孝	052-684-0005	052-684-0010
	19	岐阜県退職者連合	武田 康郎	栗田 尋康	058-240-4500	058-240-4506
	20	三重退職者連合	夏秋 佳生	平井 一彦	059-224-6152	059-223-3633
北陸	21	新潟県退職者連合	山田 太郎	菅井 秋彦	025-281-5454	025-281-5456
	22	富山県退職者連合	双川 悦郎	大木 智博	076-431-2525	076-431-1188
	23	石川県退職者連合	高 芳晴	船塚 俊克	076-265-5505	076-263-3705
	24	福井県退職者連合	斉藤 重範	牧野 恭英	0776-27-5556	0776-27-2472
近畿	25	滋賀退職者連合	田中 清道	内海 早苗	077-523-0500	077-523-5600
	26	京都退職者連合	中村 政勝	大場 光夫	075-822-0050	075-822-0200
	27	奈良退職者連合	隅谷 正行	杉本 敏範	0742-25-0500	0742-27-0838
	28	和歌山退職者連合	藤田 利章	梶本 晃次	073-436-0501	073-436-5226
	29	大阪退職者連合	松本 昌三	山下 博司	06-6949-1105	06-6944-0055
	30	兵庫退職者連合	池田 啓子	伊藤 弘孝	078-361-0505	078-371-6005
中国	31	鳥取退職者連合	山田 敏明	西村 一秋	0857-26-6605	0857-26-6615
	32	島根退職者連合	石橋富二雄	嘉本富二雄	0852-21-8105	0852-23-4105
	33	連合岡山退職者連合	森本 栄	高見 美紀	086-214-0077	086-214-0091
	34	広島県退職者連合	三笠 和司	田部 信夫	082-262-8755	082-262-8711
	35	山口県退職者連合	升田 正通	立野 正明	083-932-1123	083-932-1131
四国	36	香川県退職者連合	下河 進	田辺 和司	087-835-0815	087-835-0607
	37	徳島県退職者連合	川越 敏良	坂尾 直也	0886-55-4105	0886-55-4113
	38	高知県退職者連合	國弘 昭	森川 直只	0888-24-5111	0888-24-3002
	39	愛媛県退職者連合	越智 勇二	東 敬介	089-941-0500	089-947-8010
九州	40	福岡県退職者連合	檀 勝樹	藤川 七郎	092-283-5529	092-283-5611
	41	佐賀県退職者連合	武重信一郎	鍋田 博	0952-33-3705	0952-33-2805
	42	長崎県退職者連合	池田 篤	高比良 末男	095-826-8905	095-826-8950
	43	熊本県退職者連合	米岡 新一	猪塚 雄二	096-375-3811	096-375-3017
	44	大分県退職者団体連合	川野登志之	堀 宏明	097-535-2255	097-536-5780
	45	宮崎県退職者団体連合	串間 弘康	—	0985-26-4649	0985-26-4923
	46	鹿児島県退職者団体連合	二牟礼正博	石田 則行	099-250-5757	099-250-5570
	47	沖縄県退職者連合	波平 剛	金城 章	098-866-8905	098-866-8955

政策委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	増 田 喜三郎	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
副 委 員 長	中 西 満	全日本自治体退職者会	
委 員	小 澤 利 野	全国退職女性教職員の会	
委 員	高 見 恵利子	情報労連NTT労組退職者の会	
委 員	畠 山 幸 子	日本退職教職員協議会	
委 員	金 持 史 宣	全日本自動車産業労働組合総連合会退職者会	
委 員	鈴 木 博 文	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委 員	玉之内 明 徳 馬 橋 博 一	鉄道退職者の会全国連合会	第3回～
委 員	中 山 廣	JR連合退職者連絡会	
委 員	操 谷 孝 一	基幹労連シニアクラブ	
委 員	岡 本 吉 洋	農林水産省退職者の会	
委 員	大 野 弘 二	JAM高齢者・退職者の会	
委 員	水 越 征 雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
委 員	小 島 茂	連合本部退職者の会	
委 員	北 岡 孝 義	総評退職者の会	
委 員	宇田川 浩 一	退職者連合	
委 員	大 内 孝 子	退職者連合	
委 員	高 橋 洋 子	退職者連合	
主 査	岩 崎 長 久	退職者連合	

ジェンダー平等委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	
副 委 員 長	畠 山 幸 子	日本退職教職員協議会	
委 員	則 松 佳 子 富 田 珠 代	連合副事務局長	第 2 回～
委 員	高 橋 洋 子 川 崎 眞 弓	情報労連NTT労組退職者の会	第 2 回～
委 員	岡 田 きく江	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
委 員	内 山 礼 子	全国退職女性教職員の会	
委 員	雨 宮 敬	JT関連退職者の会	
委 員	伊 藤 恭 子	NHK退職者全国協議会	
委 員	宇田川 浩 一	退職者連合	
委 員	岩 崎 長 久	退職者連合	
委 員	高 橋 洋 子	退職者連合	
主 査	大 内 孝 子	退職者連合	
オブザーバー	野 田 那智子	退職者連合	

組織委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	大 山 勝 也	JAM高齢者・退職者の会	
委 員	田 村 雅 宣	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委 員	中 西 満	全日本自治退職者会	
委 員	相 馬 真 琴	情報労連NTT労組退職者の会	
委 員	操 谷 孝 一	基幹労連シニアクラブ	
委 員	加 藤 文 男	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
委 員	藤 本 泰 成	日本退職教職員協議会	
委 員	添 田 悦 子	全国退職女性教職員の会	
委 員	新 田 晃 久	林野関連退職者の会	
委 員	奥 山 光 昭	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	
委 員	渡 辺 幸 一	私鉄高齢者・退職者の会全国連絡協議会	
委 員	上 村 時 彦	全日本水道退職者協議会	
委 員	仲 谷 薫	電機連合歴代役員懇談会	
委 員	齋 藤 芳 広	全印刷局退職者の会	
委 員	中 山 耕 介	連合本部組織企画局長	
委 員	峯 後 樹 雄	北海道ブロック(北海道)	
委 員	石 田 隆 志	東北ブロック(青森)	
委 員	高 木 時 夫	関東ブロック(東京)	
委 員	福 重 元 博	東海ブロック(愛知)	
委 員	斉 藤 重 範	北陸ブロック(福井)	
委 員	徳 永 秀 昭 松 本 昌 三	近畿ブロック(大阪)	第3回～
委 員	山 田 敏 明 森 本 榮	中国ブロック(鳥取) 〃(岡山)	第2回～
委 員	國 弘 昭	四国ブロック(高知)	
委 員	檀 勝 樹	九州ブロック(福岡)	
委 員	宇田川 浩 一	退職者連合	
委 員	岩 崎 長 久	退職者連合	
委 員	大 内 孝 子	退職者連合	
主 査	高 橋 洋 子	退職者連合	

2025年度

会計決算報告（案）
会計決算監査報告書
決算剰余金処分（案）

（別冊）

議

案

第1号議案

2026年度運動方針（案）

第2号議案

2026年度予算（案）

第3号議案

2026年度政策・制度要求（案）

第4号議案

第2次組織拡大プラン

第3期（2026－27年度）アクションプラン（案）

メインスローガン

紛争の即時終結を
平和で安心できる世界を
若者へつなごう

サブスローガン

- 組織強化・拡大の取り組みで、政策・制度要求を実現しよう!
- 憲法が保障する平和的生存権を不断の努力で未来につなごう!
- 全世代が安心できる持続可能な社会保障を構築しよう!
- 誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会をめざそう!

2026年度運動方針（案）

《はじめに》

世界経済は、米国第一主義を掲げるトランプ政権による「相互関税」やベネズエラ政権への軍事侵攻、グリーンランド領有発言およびイラン攻撃に伴う中東の石油・エネルギー関連施設への空爆・搬送・遮断などに振り回されています。さらにロシアのウクライナ侵攻の継続など不安定な状況が続き、経済安全保障や民主主義の強化を進めなければなりません。

日本国内では、円安の進行・物価上昇を背景に家計への負担増が大きくなっています。イラン情勢の影響による原油価格の上昇や原材料不足によって、エネルギー価格の上昇や食品や加工製品をはじめとした生活必需品が高騰しています。

ガソリン・軽油暫定税率は廃止されましたが、物価高に対して賃金の伸びが追いつかず、実質賃金のマイナス基調が続き、さらに地域間格差や企業規模格差が拡大して社会の二極化や、低所得者や年金生活者の生活実感の厳しさに拍車をかけています。

高市首相は2026年通常国会の冒頭で解散を断行し、投票まで戦後最短の16日間という超短期日程で第51回衆議院選挙が行われました。結果は、自民316議席、維新36議席の合計352議席の与党圧勝となり、2026年度予算案の審議時間を大幅に短縮して、衆議院を通過させるなど数の力による「国会軽視」の対応を招いています。一方、野党勢力の多党化や流動化により、国会論戦は錯綜を極めていきます。

2026年度予算は、過去最大規模の122.3兆円となり、防衛関係費は初めて9兆円を突破し、子育て政策の財源として医療保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされました。歳入の4分の1が国債依存となっていることや医療・介護・年金・教育・インフラなどの再生産領域の抑制と軍事費や大企業支援が歳出の重点となっていることは危険な組み合わせといわれています。

今、必要なことは「成長」や「安全保障」中心の政策ではなく、再生産領域への大胆な再配分をしていくことです。

退職者連合は、1991年11月の設立から35周年となりました。この間の諸先輩方が取り組んできた運動の成果と精神を引き継ぎ、平和と民主主義を守り持続可能な社会の実現のために、連合とともに運動を進めていきます。

そして、高齢者の生活と権利を守り、全世代における社会保障制度の確立を目指し、ジェンダー平等の実現と誰もが安心して暮らせる希望の持てる社会を求めて、現退一致の取り組みを進めていきます。

《取り巻く情勢》

1. 世界の動き

(1) 国際秩序の崩壊危機

ロシアのウクライナ侵攻が収束しない中、イランの核開発に関する外交交渉中に、米国とイスラエルの一方的な攻撃によりハメネイ最高指導者が殺害されました。このことは、第二次世界大戦後の国連を軸とする国際秩序を崩壊させる行為です。

世界の平和共存が極めて危機的状況にあり、イスラエルによるパレスチナ・ガザをはじめとして、いかなる軍事行動も排除するため、外交的解決に向けた行動が求められます。

(2) 米国トランプ政権の影響

イランに対する大規模な攻撃、ベネズエラ大統領の拉致、グリーンランド領有発言、欧州同盟国への関税圧力など、第2次トランプ政権はMAGA（米国を再び偉大に）を掲げ、「ドンロー主義」を標榜して国際秩序を根底から塗り替えつつあります。

大統領令の乱発による世界保健機関（WHO）や気候変動に関するパリ協定など66におよぶ国際機構からの脱退は、米国が撤退した活動を、各国やNGOが補う必要が生じています。

また、最高裁で違法とされた「相互関税」に代わり、全ての国・地域からの輸入品に対する「追加関税」を発動し、世界経済を混乱させています。外交が経済的利益追求の取引と化し、国連中心の国際協調主義は破壊され、軍事力による帝国主義時代に回帰しつつあります。

(3) 中国・欧州連合の情勢

中国は習近平総書記・国家主席への一層の権力集中で社会統制を強化していますが、不動産バブル崩壊や過剰生産によって経済成長は鈍化し、「共同富裕」政策が貧富の差を拡大しています。ウクライナ侵攻を続けるロシア、イランを奇襲攻撃した米国に対する外交の動向が注目されていますが、レアアースの輸出規制などは世界的サプライ・チェーンのリスクとなっています。

欧州は国際情勢に翻弄され、NATOの結束も揺らいでいます。米国に次ぐ経済・軍事力を強化し続ける中国との関係をどのように構築していくかは、日本にとっても共通課題といえます。

2. 日本の動き

(1) 高市政権の成立、国会の動き

昨年7月の参院選で、自民党・公明党の与党は一昨年の衆院選に続けて過

半数を割り、自民党は両院で少数与党となりました。10月に高市氏が総裁に選出されると公明党は連立を離脱、自民党は維新の会と連立して女性初の首相による内閣が成立しました。臨時国会において、首相の「台湾有事は存立危機事態になりうる」との発言で中国の対日圧力が悪化、補正予算とガソリンの旧暫定税率廃止法が成立しました。

高市首相は年明けの通常国会召集日に衆議院を解散、立憲民主党と公明党が結成した中道改革連合は大惨敗、自民党・維新の会で4分の3の議席を得ました。数の力によって予算審議の短縮化を迫り、「国論を二分する政策」に挑むとして、責任ある積極財政、武器輸出解禁、インテリジェンスの強化（国家情報会議設置法）、日本国旗損壊罪の制定などに傾注しています。衆院選で公約した給付付き税額控除と食料品消費税2年間ゼロの導入検討については「社会保障国民会議」を設置しました。

（2）安全保障政策の大転換

防衛費は25年度補正予算で1.1兆円を積み増してGDP比2%を達成しました。26年度防衛予算は約9兆円を計上、22年末の安保3文書に記載された敵基地攻撃能力を担う長距離スタンド・オフ・ミサイルの購入・配備が始まりました。その財源は、26年4月から防衛特別法人税として法人税額（－500万円）に4%を上乗せし、たばこ税の段階的引き上げで対応、さらに27年から防衛特別所得税として所得税額が1%上乗せされます（復興特別税は1%減じ延長）。

さらに、高市内閣は防衛装備移転3原則の5類型（自公合意）を撤廃し、攻撃用の武器輸出を解禁、年内に安保関連3文書の改定を予定しています。

（3）円安・原油高・物価上昇

円相場は、2022年初頭まで1ドル100～110円でしたが、ロシアのウクライナ侵攻以降円安に振れ、国際的な物流も滞り、輸入インフレが始まりました。日銀の利上げでやや円高に戻しましたが、高市内閣発足後は160円近辺に張り付き、為替介入で何とか相場を維持しています。さらに、中東情勢の緊迫化で原油価格が急騰、ガソリン価格は補助金で凌いでいますが、生活用品の値上がりと不足が国内経済を動揺させています。消費者物価は22年以降、毎年3%前後上昇し、3年連続5%の賃上げでも実質賃金はマイナス基調となっています。日銀が政策金利を1%に上げたことで、物価や住宅ローンなどへの影響も危惧されますが、都会の住宅価格、金と株価の異常な値上がりが経済の二極化を象徴しています。

（４）大規模災害の多発や公的インフラの劣化

東日本大震災から15年が経過し、その後も日本各地で多くの大規模地震が発生しています。今後も南海トラフ地震や首都直下地震、火山噴火、風水害など、多様な自然災害リスクに直面しています。

私たちの生活を支えている道路や上下水道・橋やダム・トンネルなどの社会インフラの多くが、完成から50年以上経過しています。点検の遅延は、突発的な事故やサービス停止の誘因となるため、迅速な対策が不可欠です。壊れてから直すのではなく、壊れる前に対策を講じることが重要です。正確な情報をもとに、家庭・地域・企業それぞれが防災力を高める取り組みが求められています。

（５）社会保障制度の議論

昨年末に介護保険部会は、「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめました。中山間・人口減少地域における地域の実情に応じた月単位の定額払いの導入、ケアマネジャーの更新制廃止・法定研修の見直しなど改善もありますが、「能力に応じた負担」の方向性や有料老人ホームの入居者に係るケアマネジメントについて費用の一部自己負担が検討され、2割負担の対象となる「一定以上所得」の基準引き下げは継続審議となりました。

医療保険制度の見直しに向けた議論では、高額療養費制度の自己負担上限額や70歳以上の外来特例が見直されましたが、多数回該当の上限額は据え置かれ、年間上限が導入されました。また、OTC類似薬の薬剤費一部自己負担や後期高齢者の社会保険料算定の金融所得の勘案が示され、法改正されました。運用については、国民・患者の納得が得られるよう丁寧な検討が必要です。

また、賃金と厚生年金の合計が基準額を超えた分の厚生年金が半額となる「在職老齢年金」の基準額が月51万円から65万円に引き上げられました。外国人労働者も増加し、定住者や家族（子ども）の課題など、共生できる環境や法の整備が求められます。

介護保険法や老人福祉法などを束ねた社会福祉法等の改正は、「頼れる身寄りのない高齢者」を支援する新事業を第二種社会福祉事業として制度化し公的な枠組みを構築するとしています。費用負担や事業の存立性などが解明されていないことから、具体化が求められます。

《主要な課題について》

1. 政策・制度要求の実現に向けた取り組み

超少子高齢社会を全世代で支えあい、年金・医療・介護等の社会保障関係の要求実現のために、対政府要請に取り組みます。なかでも短時間労働者の

被用者年金保険加入拡大、高齢者医療や介護保険の自己負担割合拡大の抑制、医療・介護労働者の処遇改善、認知症基本法の確実な運用などの取り組みを進めていきます。

2. 「核兵器のない世界」の実現に向けた取り組み

4月にニューヨークの国連本部で第11回核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議が開催されました。この会議に合わせて、連合が取り組んだ戦後・被爆から80年「核兵器廃絶1000万署名」の願いを日本政府と国連に届けました。

核弾頭は、未だに世界に約12,241発（2025年1月）が存在し、今年2月米口間の核軍縮条約がすべて失効してしまい、今後の増加が懸念されます。

引き続き、日本の核兵器禁止条約への署名・批准の手続きおよび核兵器廃絶と恒久平和の実現をめざして取り組みます。

3. 「原子力エネルギーに依存しない社会」の実現に向けて

福島第一原子力発電所の事故から15年が経過しましたが、計画では廃炉まであと25年、費用は8兆円と想定されています。昨年2月、当時の石破内閣は、原子力を最大限活用するとした「エネルギー基本計画」を閣議決定して原発回帰に舵を切りました。

休止していた原子力発電所の再稼働や核のゴミ処理対策など根本的な解決は見通せていません。中東情勢が緊迫する中、再生可能エネルギーを軸とする資源エネルギー政策の早期確立を求めています。

4. 組織強化・拡大の取り組み

- （1）高齢者を取り巻く社会状況は、少子高齢社会による労働力不足を補うため、高齢者が重要な労働力として働き続けることを求められている一方で、社会保障制度や、財政の悪化などによる高齢者の生活を支える福祉面への影響が顕著化し、日常生活や将来への不安が拡大しているといえます。
- （2）平和で安心して暮らせる社会、いくつになっても希望の持てる未来のために、連合主導のもとに結成された退職者連合が、現役世代と一体となって社会影響力を持って運動を進めていくことが重要となります。そのために、退職者による組織を拡大し、存立基盤や財政基盤の安定に向けた取り組みを継続・強化していくこととします。

5. ジェンダー平等の取り組み

ジェンダー平等とは、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画することです。

「退職者連合におけるジェンダー平等参画推進計画第2次行動計画」は2

年目に入ります。進捗状況を確認し、さらに取り組みを進めていきます。

「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されましたが、根本的解決にはなりません。引き続き、選択別夫婦別姓の早期導入に取り組んでいきます。

2030年までのジェンダー平等の実現に向けて、個人の尊厳や人格が尊重される社会の構築に取り組んでいきます。

《具体的な活動について》

I. 政策・制度関係

1. 政策・制度要求更なる前進をめざして

- (1) 定期総会で決定した「年度要求」、通常国会における「重点政策要求」の実現に向けて全国高齢者集会・院内集会等を開催するとともに、関係省庁、関係政党への協力要請を展開します。
- (2) 地方退職者連合は自治体（都道府県・市区町村）、地元選出国會議員、地方議員への要請行動を推進します。
- (3) 社会保障制度等の要求実現に向けて、必要に応じて大衆行動や国会請願、国会傍聴などを行います。

2. 連合と連携した運動

- (1) 退職者連合の要求策定に当たっては、連合と調整を行いながら進めます。
- (2) 連合の政策関係会議・委員会への出席
連合の政策委員会、社会保障政策担当者会議、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に積極的に参加（オブザーバー）します。
- (3) 大衆行動への積極参加
連合が行う政策・制度要求等の集会・大衆行動には、中央・地方を通じて積極的に参加するなど、連携を密にして取り組みます。

II. 組織強化・拡大

1. 組織強化の取り組み

- (1) 産別・関連退職者連合は、単組の退職者組織と連携し、活動の強化・発展をめざすこととします。また、産別組織のスケールメリットを生かして、イベントや学習会の企画等で「身近で頼りになる仲間・存在」意識を高め、退職者組織の組織強化を図ります。
- (2) 地方組織退職者連合は、更なる活動の強化・発展に向けて、当該地方連合会や地域協議会と連携を図り、地域組織の設置をめざすこととします。また、地域組織が設置されている地方組織退職者連合については、多様な組織が参加・参画できる環境整備や、自治体への要請など地域の個別課題の解決への活動により、機能強化や組織拡大に繋げていくこととします。

- (3) 地方ブロック協議会は、機能強化とブロック内の連携を強化し、学習会やイベント開催を企画し交流を深めることとします。
- (4) 幹事会の決定事項の周知および代表者会議・全国事務局長会議を開催して、各種取り組みの意思統一を図っていくこととします。
- (5) 退職者連合ホームページを充実し、魅力ある退職者連合運動を紹介し、アピールする媒体として次の取り組みを進めます。
 - ①「共同デスク」を見直し充実を図ります。
 - ②「ふれあい情報」を充実し、会員と組織へ迅速な情報提供を図ります。
 - ③組織や会員参加の「みんなの広場」「お達者だより」コーナーを活性化させ、交流の場としての充実を進めます。
- (6) SNSなどWEBやインターネットを活用し、退職者連合運動への参画拡大や活動の幅の広がりを図ります。

2. 組織拡大の取り組み

- (1) 「第2次組織拡大プラン（2022～2029年）」および「第3期アクションプラン（2026～2027年）」に基づき、当面85万人を目途に組織拡大の取り組みを進めていきます。
- (2) 産別・関連組織、地方組織者連合の会員拡大に向けて「組織強化・拡大推進委員会」（仮称）の設置を継続し組織委員会を中心に連携します。
- (3) 定年退職後および再雇用者の人がスムーズに退職者組織に移行できるように現役組織と連携して、ルール作りなどや切れ目のない取り組みを各組織に要請します。また、取り組みの核となるよう、組合役員経験退職者の積極的な参画を求めています。
- (4) 退職者連合未加盟の連合構成組織に対する情報交換と加入要請などを行い、組織拡大に向けた取り組みを強化します。
- (5) 連合の組織委員会等に参加するとともに、定期大会、中央委員会、中央執行委員会に退職者連合の主な取り組みや活動を報告し周知します。

Ⅲ. ジェンダー平等の取り組み

1. ジェンダー平等参画推進計画 第2次行動計画の取り組みについて

2025年7月から「退職者連合運動におけるジェンダー平等参画推進計画第2次行動計画」が取り進められています。

2年目に入り、進捗状況の確認、課題解決に向けて取り組みを進めています。

<第2次行動計画>

(1) 具体的な取り組み

- ①運動方針に、ジェンダー平等推進の明記

- ②女性役員の選出、女性役員ゼロの組織をなくすこと
- ③産別・地方退連の機関会議への女性参加率30%以上とすること
- ④ジェンダー平等の推進を目的とする委員会等の設置

(2) 期間

2025年7月から2030年7月までジェンダー平等推進に向けて実効ある取り組みを進めます。

2. 選択的夫婦別姓の実現に向けて

政府は2026年3月13日、「旧氏の単記使用も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を進める」との自民党作業部会のまとめを挿入した「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。旧姓使用の法制化は選択的夫婦別氏制度の導入を拒むもので、本質を歪めようとする制度改革は許されません。

全国の地方議会では、選択的夫婦別姓の早期実現に向け591件（2026年4月1日時点）の意見書が提出されています。さらに国へと流れをつくる取り組みを進めます。ジェンダー平等の国際的潮流を踏まえ、2030年までにジェンダー平等の実現に向けて、個人の尊厳や人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会をめざし取り組みます。

3. 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准に向けて

国連の女性差別撤廃委員会は2024年11月、日本政府に対し改善のための勧告を行い、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求めましたが、未だ批准していません。女性の権利を保障するための重要な手段を速やかに批准するように求めています。

委員会は「皇位継承における男女平等を保障するため」として、男女平等の確保にむけ皇位継承の皇室典範改正を求め勧告をしています。7割以上の人が女性・女系天皇を「認めても良い」としている国民世論があります。男女平等の立場での議論を求めます。

4. 防災・復興分野に女性参加比率の拡大に向けて

防災庁の設置が予定されています。いつ起きてもおかしくない災害に対し、男女共同参画の視点から、防災対策・防災体制に取り組みます。

政府の掲げる女性参加比率30%の目標は2025年度では達成されていません。市区町村の地方防災会議へ女性の参加を進めます。

5. 高齢单身貧困女性問題改善に向けて

日本の女性貧困率は、男性に比べ高い状況にあります。特に高齢单身女性の貧困率が拡大しています。女性の社会進出が進んだように見える一方で、パー

トや派遣などの女性の非正規労働が拡大しました。正規、非正規の収入格差は年金受給後も続き、高齢になるほど格差が大きくなります。

女性の貧困問題は、住む場所や食事、教育、医療など広範囲にわたり、基本的な尊厳を維持する生活が困難になることもあります。政府に対し要因解消などに向けた取り組みを求めます。

Ⅳ. 平和への取り組み

1. 平和・核兵器廃絶を求める取り組みについて

4月に開催された「第11回核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議」は、3回連続で成果文書を採択できずに閉幕しましたが、今次での議論を踏まえた取り組みを進めていきます。

引き続き日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加、条約の早期批准を求めています。

また、第29代の高校生平和大使が19都道府県から選出され、今後、ジュネーブ国連欧州本部への署名提出を行う予定となっています。退連として次世代への平和の継承を進めるために、高校生平和大使の活動を支援していきます。

2. 高市政権下において熟議を旨とする民主主義が軽視される一方で、憲法改正議論は急速に加速しています。衆議院当選者の約9割が憲法改正賛成派といわれています。

日本国憲法の国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義・立憲主義を守るための国民的議論は必要ですが、敵基地攻撃能力の保有・武器輸出など憲法9条の形骸化を許さず、憲法改悪に反対します。

3. 政府は、インテリジェンスを強化すべく国家情報会議と国家情報局を設置し「日本版C I A」のような強力な情報機関を作ろうとしています。

さらに、スパイ防止法制を巡る議論も新たなステージに入り、単なる「防止法」を超えて、政府の政策決定過程や判断根拠、外交交渉など情報公開の制限が懸念されます。憲法が保障する「言論の自由」や「通信の秘密」といった国民の知る権利や調査報道の自由が損なわれ、プライバシーなど人権の侵害につながる恐れがあることから、反対の立場で取り組みます。

4. 沖縄の基地負担の軽減と住民不安の解消は差し迫った課題です。これは沖縄だけの問題ではなく、日本全体の安全保障の問題と捉え、沖縄に向きあって取り組むべき課題です。米軍普天間基地の早期閉鎖を求めるとともに、辺野古新基地建設に反対します。また、専守防衛を基本として自衛隊基地の拡大に反対します。

5. 国際的な紛争が拡大しています。ロシアのウクライナへの侵攻・イスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事作戦 など国際法違反の軍事侵攻により、世界の平和が危機的状況にあります。犠牲となるのは、約70%が女性と子どもであり、燃料・食糧・医薬品の不足など深刻な人道危機に対する支援を途切らせることなく、一刻も早い停戦の実現を政府に求めています。
6. 北方領土返還運動、尖閣列島、竹島問題等については、外交を通じた平和的解決をめざします。また、北朝鮮拉致被害者の早期帰還運動に引き続き取り組みます。連合が取り組む「沖縄、広島、長崎、根室」の4つの平和運動に協力・参加するとともに、平和・憲法を守るたたかいは危機的状況であることから、大衆行動など積極的な取り組みを検討していきます。

V. 環境・防災の取り組み

1. SDGsの推進

SDGsの目的は、貧困や不平等、気候変動などの地球規模の課題を解決し、誰一人取り残さない持続可能でより良い未来を2030年までに実現することです。具体的には17の目標と169のターゲットに向けて、退職者連合として日常生活の中で環境保護や社会貢献活動に取り組んでいくこととします。

2. 大規模災害時等の対策

巨大地震は、「起きるか否か」ではなく、「いつ起きるか」であり、政府・自治体・企業・国民は、巨大地震のリスクと向き合い、風水害、火災等に対する防災・減災対策の充実に向けた取り組みを進めなければなりません。

防災庁設置法が、2026特別国会に提案され、今年度中の発足予定を注視しつつ、避難所運営を諸外国並みに強化し、「尊厳ある生活を営む権利」を保障する避難所運営と被災者支援の体制を求めています。

道路や上下水道管など社会インフラ設備の劣化による道路陥没が全国で発生していることから、国として対策を講じることを求めています。

VI. 労働者福祉運動の取り組み

1. 社会貢献や親睦・交流などの活動により共助の輪を広げ、「安心・共生の福祉社会」実現に向けて、中央労福協と連携していきます。
2. 地域においても、労働者福祉事業や労働組合との連携を強化し、ともに運動する関係を構築していくこととします。

Ⅶ. 政治の流れを変える取り組み

1. 政権交代を実現する取り組み

巨大与党による「国会軽視」の運営を正すために政権交代をめざし、連合と連携して取り組みます。いつ解散・総選挙が行われても対応できるように組織内に対して、キメ細かな情報発信等に取り組みます。

2. 地方選挙について

都道府県知事選挙、政令指定都市市長選挙で連合推薦候補を支援します。
当面、2027年4月の統一地方選挙において、推薦候補者の必勝をめざします。

3. すべての有権者が選挙権行使をするために

郵便投票や送迎の検討など諸選挙における投票困難高齢者への投票環境の改善を求めます。

以上

第2号議案

2026年度予算（案）

（別冊）

2026年度 政策・制度要求（案）

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる「人間の安全保障」が完備した社会を作るために、以下の政策・制度要求を掲げて運動を推進する。

1. 社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度（年金・医療・介護等）の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため、不公平税制を是正した所得税・法人税と消費税の基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

2. 予算編成の健全化

（1）適正な予算編成

当初予算案の完成度を高め、補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示すること。また、国会審議の検証を受けない巨額の予備費計上や基金への繰り出しをしないこと。¹ 独立財政機関（I F I）を創設し、監督・分析を行うこと。

（2）防衛予算の適正化

安全保障政策では専守防衛を堅持し、防衛費はGDP比の上昇を抑制し、社会保障財源からの振替を生じさせないこと。

3. 雇用改善・子ども子育て支援

（1）雇用の安定・拡大、公正労働条件の確保

- ① 社会保障制度の支え手である良質な雇用の安定・拡大を図るために、非正規雇用の形態で働く人の数を逡減し、公正労働条件を確保すること。
- ② 法定最低賃金の時間単価を継続的に引き上げること。
- ③ 多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ④ フリーランス・事業者間取引適正化等法を適切に運用し、² ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」や偽装請負契約の実態を調査し、全

ての就労者の権利を保護すること。

- ⑤技能実習制度・育成就労制度・特定技能制度については、監理団体（監理支援機構）・登録支援機関および受入れ企業の体制を整備したうえで、制度の目的・趣旨に沿った運用を遵守するとともに、外国人労働者の人権保護と処遇改善を図ること。在留資格の更新・変更、永住許可の申請費用を引き上げないこと。
- ⑥希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。
- ⑦安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化し、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ⑧時間外労働規制の緩和、裁量労働制の拡大をしないこと。
- ⑨あらゆるハラスメントを根絶するため、関係法制度・指針の実効ある運用を促進すること。

（２）子ども子育て政策の社会化・次世代育成支援策の充実

- ①子どもの暮らしと育ちを支える施策を社会化し、体系的に整備・推進すること。国庫負担による教育予算を拡充すること。
- ②保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。
- ③学生支援機構の奨学金制度について、給付型奨学金の拡充、無利子化、返済困難者への救済措置の拡充を早急に実現すること。

４．年金保険制度

（１）^３マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合との誠実な協議を求める。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすることを含め、広い視点で検討すること。

（２）短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

- ①短時間労働者の被用者年金保険への加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模の要件は改正法の実施を繰り上げ、速やかに全面廃止すること。
- ②就職氷河期に遭遇し、やむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

（３）基礎年金の財源確保と拠出期間の延長

- ①給付水準の維持・改善に向け、必要な国庫負担財源を確保すること。
- ②拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

(4) 公的年金積立金の適正な管理・運用

- ①公的年金積立金は、⁴G P I Fにおいて、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。
- ②「⁵E S G」責任投資の推進
株式運用投資では、CO₂増加による異常気象災害を防止する視点からも「国連⁶責任投資原則(P R I)」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

5. 地域包括ケアネットワークの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

(2) サービス提供体制の整備

サービス提供者・自治体の連携により、まちづくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供すること。

(3) 地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

- ①地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。そのための財政基盤を整備すること。
- ②全産業の平均を大きく下回るこれら従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。
- ③これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化により、その執行状況を可視化すること。

6. 医療制度

(1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

(2) 応能負担

- ①医療保険制度における応能負担は、基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。
- ②現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。
- ③高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持すること。
- ④受診控えによる健康悪化を招くO T C類似薬への保険外負担を導入しないこと。

(3) 医療提供体制の整備

- ①将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。医師の偏在対策には診療科間の調整を含めること。
- ②「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進し、医療機関の機能分化・連携を図ること。
- ③医薬品の安定的な供給体制を早急に確立すること。

(4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充を図ること。

(5) 感染症対策と公衆衛生

- ①公衆衛生を担う人材育成・確保、検査体制の充実、安全なワクチンを迅速に利用できる体制作りなど中長期展望をもった体制整備を図ること。
- ②感染症対策を進めるにあたっては、感染状況や対策の情報を適時、的確に提供するとともに適切に執行し、市民の理解と協力を基本とすること。

(6) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては、患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を

目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては、本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避や在宅看取りを支える仕組みの整備を急ぐこと。

（７）高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

- ①2022年10月から設定された「自己負担２割」の対象について、今後改定しようとするときは、被保険者・医療従事者に対する十分な説明により合意を得ること。
- ②「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「３割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。
- ③金融所得の勘案については、個人所得税の総合課税化と並行して議論すること。
- ④入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

７．介護保険制度

（１）被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

（２）介護労働者の処遇改善

- ①多くの地域で倒産・廃業の要因となった「訪問介護の基本報酬引き下げ」は、次期改定において移動時間の報酬化などを含め改善を図ること。報酬算定にあたっては居宅と集合住宅を区分すること。
- ②将来にわたり質の高い介護サービスを利用することができるよう、介護労働者の処遇・労働環境の改善と専門性の維持・向上のため、必要な人件費をはじめとする経費を確保すること。処遇改善加算を維持しつつ簡明化すること。

（３）介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

- ①介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト（休養）保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。
- ②利用者・家族と介助者双方によるハラスメント防止に努めること。

(4) 応能負担

- ①介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。
- ②介護保険の利用者負担
 - ア. 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担割合は原則1割を維持すること。生活を圧迫する2・3割負担の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。
 - イ. サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、十分な説明と合意を得ること。
 - ウ. 自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(5) 認知症基本法の確実な運用と社会的損賠制度の創設

- ①認知症施策推進基本計画（24.12）に基づき、認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。
- ②認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

(6) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ①医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ②ケアマネジャーの負担軽減に配慮しつつ育成・研修を充実し、適正に配置すること。ケアマネジメント費用を利用者負担としないこと。
- ③在宅生活の限界を高める小規模多機能型居宅介護および、看護小規模多機能型居宅介護の設置を促進するとともに、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。
- ④要介護1・2の高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

(7) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ①特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。要介護1・2の特例入所を適切に運用すること。
- ②規制改革推進会議等で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。
- ③低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。
- ④介護老人保健施設や介護医療院の多床室は、特養と違って面積も狭く、プライバシーの保護も不十分で、入所者は自宅を維持している場合も多いことから、室料の設定にあたっては、利用者の意見を尊重し、負担の全体的見直しを検討すること。

(8) 国交付金の見直し

- ①介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。
- ②保険者機能強化推進交付金を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠での財源措置を堅持すること。
- ③国庫の負担割合の引き上げを検討すること。

(9) 介護保険部会による見直し提案事項

介護保険部会等で議論された次の事項は撤回すること。

- ①「現役並み所得」「一定以上所得」の負担増
- ②「補足給付」の見直し
- ③ケアマネジメントの利用者負担
- ④軽度者へのサービスの総合事業化

(10) 企画・運営へ的高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定とその執行にあたっては、被保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

(11) 介護保険証の交付

給付請求時の交付が検討されているが、65歳到達時の交付、または給付対象通知を行うこと。

8. 貧困・生活者対策

(1) 生活を直撃する物価高騰への対策

- ①物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。
- ②健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

(2) 生活保護

- ①生活保護基準は、憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する切り下げはしないこと。
- ②適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

(3) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

(4) 低所得高齢单身女性問題に関する要求

- ①低所得高齢单身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、体系的・計画的施策を進めること。
- ②低年金者等の生活支援のため、税収の上振れ分を財源として活用して年金生活者支援給付金を増額し、確実に支給すること。
- ③「男性稼ぎ主」モデルを前提とした年金の第3号被保険者制度を両性の平等な雇用に基づく制度に改めること。
- ④高齢者の孤独・孤立対策の窓口である各市町村の社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、NPOはじめその他支援団体と有機的な連携を確立すること。
- ⑤高齢女性に対して、郵便投票や送迎の検討など諸選挙における投票環境の整備に取り組むこと。

(5) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者への対策

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪業者を斡旋し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

(6) 害獣対策

里山の保全計画を遂行し、クマなどによる人的・物的被害を防ぐ害獣対策を構築すること。

(7) 有機フッ素化合物（P F A S）対策

P F O S・P F O Aの水質基準を厳格に運用し、公費による検査体制を整備して抜本的な健康被害対策を講ずること。

(8) 「フードバンク」と「こども食堂」への支援

設置状況について、都道府県・市区町村ごとに継続的に調査し、行政として財政的運営支援・拡充を行うこと。

9. 温暖化防止・気候変動対策とエネルギー政策

(1) 温暖化防止・気候変動対策

- ①政府の国際公約「2050年⁷カーボンニュートラル宣言」（2020年）を達成するため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。
- ②温室効果ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備を図ること。また、産業・市民生活の全領域で省エネ化とCO₂排出削減を進めるため、技術開発を含めた支援施策・情報提供を拡充すること。

(2) 原発事故の完全処理と原子力エネルギーに依存しない社会の実現

- ①福島原発事故の完全収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。⁸A L P S 処理水の海洋放出は、放射性物質を含む排水のさらなる処理技術向上に取り組み、不安解消に努めること。
- ②原子力・化石燃料に代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提とし、地元の理解や国民的合意を欠いた原子力発電所の新增設や運転期間の延長は行わないこと。最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

10. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人の生活に必要な移動手段の確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

(1) 国・自治体が一体となった取り組みの推進

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、

まちづくりと一体となった地域公共交通の活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障がいのある人などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

(3) 道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置、公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するため、道路・橋梁・トンネル・埋設インフラ等を計画的に更新し、バスベイ・停留所・自転車レーンの整備を図ること。

(4) 地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

移動手段困難地域に対し速やかに対策を講じること。事故防止の観点から運転免許証を返納した者も含め、過疎化や地域事情・家庭事情等により、高齢者が社会生活に困難をきたすことのないよう、自動運転機能の実用化など代わるべき必要な移動手段を整えること。ライドシェアの導入は、地域事情を見極め慎重に対応し、交通事業者以外の参入を認めないこと。

11. 社会保障関連審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

12. 社会保障としての住宅

(1) すまいの保障 — 住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため、関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

- ①改正セーフティネット法に基づく施策を展開し、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸登録住宅」、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「家賃債務保証業者の認定制度」「居住サポート住宅」「終身賃貸借制度」について実施状況を分析の上、周知と事業充実を図ること。
- ②公営住宅について需要調査に基づき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。

- ③単身高齢者が困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元保証等について、地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業・身元保証等高齢者サポートサービスの活用など、当事者本位で相談・支援・情報提供の施策を推進し、居住支援法人への一層の支援を行うこと。サービスの利用にあたっては、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024.6）」の周知に努めること。
- ④住宅価格・家賃の高騰対策として、不動産の投機的取引を抑制し、空き家・空室の活用を促進する課税措置等を講ずること。官民協力してアフォードブル住宅（手ごろな価格の住宅）の供給を促進すること。
- ⑤不当な家賃値上げや退去要請から居住者を守るため、簡易に利用できる救済制度を検討すること。

（2）“過剰住宅”“老朽時対策を欠く住宅”を生まない住宅政策

市場主導で進行している「過剰な住宅建設」を生じない都市計画とすること。市民の納得を得ながら、農緑地の虫食いの開発、人口減少による空き家・空き地の増加など都市のスポンジ化を防止してコンパクト・プラス・ネットワーク化を促進すること。

13. 税 制

（1）個人所得税

- ①所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間は金融所得の税率を引き上げること。
- ②人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
- ③年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
- ④請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。
- ⑤暗号資産の利益について、申告分離課税の扱いとしないこと。

（2）法人税

- ①国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ②デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止するため、グローバル・ミニマム課税（R7年度改正で対応）などの税制を強化し、公正に課税すること。

(3) 消費税

消費税にかかわる低所得階層対策は、「給付付き税額控除」の仕組みを早急に構築して最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入すること。

(4) 国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取引税（FTT）の導入について検討すること。

(5) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」は、地域振興とは無縁な返礼品競争などの歪みを正し、出身地に限定する寄付金控除とすること。地域振興の偏在・格差を是正する税制を別途創設すること。

14. ジェンダー平等

(1) 「第6次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直し

- ①ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第6次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。
- ②性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消するため、学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映する施策を行うこと。
- ③男性の長時間労働の解消や育児休業の取得促進に加え、育児休業後も家事・育児に積極的にかかわれる環境を整備することで、依然として家事・育児が女性に偏っている現状を改善し、両性が平等に仕事と育児を両立できる社会の実現に取り組むこと。
- ④女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。
- ⑤政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

- ①DVや暴力を含むハラスメントの解消を図ること。そのために「ILO⁹第190号条約」の批准を進めること。
- ②一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を直ちに実現すること。

(3) 「女性差別撤廃条約¹⁰選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」を早期批准すること。

(4) 「ILO¹¹第111号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准すること。

15. 「食」の安心・安全・安定、農業の持続的な発展

①安心・安全で安定的な食料を確保するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤となる農地の整備・確保を図ること。なお、施策の具体化にあたっては、以下の点を踏まえること。

ア. 多発する自然災害や国際紛争など、不測の事態に備えるべく食料自給率の一層の向上を図ること。

イ. 農産物・食品の価格形成にあたっては、生産者・消費者双方に理解と納得が得られる価格となるよう努めること。特に国民の主食であるコメの受給と価格の動向については、国民（消費者等）への適切な情報提供に努めること。

ウ. 持続可能な生産活動が営めるよう、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度を拡充すること。

エ. 生産基盤となる農地の確保にあたっては、多発・激甚化する自然災害に備える観点から、水田のダム機能など、農業の持つ多面的機能に配慮すること。

オ. 食品アクセスの充実・強化にあたっては、社会問題化している食の格差・貧困対策はもとより、買い物困難地域などにも配慮すること。また、フードロスの解消を図ること。

②輸出入農畜水産物の安全基準を明確化するとともに国民に対する情報提供に努めること。

16. デジタル化・情報管理政策

①内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、個人情報保護の形骸化、地方自治の形骸化など多くの懸念要素を含んでいることに加え、高齢者等の利活用基盤が欠如している。¹²DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する先進諸国の例を参考に、慎重な運用を行うこと。

②マイナンバーカードの取得は本人の選択に基づくという原則を順守すること。

③「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、資格確認書を

存続させること。

- ④国家情報局の新設を柱とする「国家情報会議設置法」は、国民の知る権利や思想・表現・報道の自由が抑制されないように運用し、プライバシーや政治的中立性を侵害しないこと。
- ⑤「スパイ防止法案」や「日本国旗損壊罪法案」を提出しないこと。

17. 不招請勧誘・販売に対する規制強化

高齢者や初期認知症患者などに特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以 上

〈注〉

¹ 独立財政機関（I F I）

Independent Fiscal Institutionsの略でOECD諸国の大半が設置。政府の財政健全化目標の達成状況、予算作成の全体、マクロ経済の推計などを分析評価する。

² ギグ労働

雇用関係を結ばない単発・短時間の働き方のこと。（Gigは音楽用語で、ライブハウスなどでのバンドの合奏のことを指すため「単発の」という意味）

³ マクロ経済スライド

年金額は、賃金や物価の上昇を考慮するほか、年金を支える現役人口や平均寿命の伸びを年金額に反映する仕組み。2004年に導入され今年の発動は7回目。

※スライド調整率＝年金被保険者総数の変動率＋平均余命の伸び率

⁴ G P I F

Government Pension Investment Fundの略で年金積立金管理運用独立行政法人のこと。公的年金積立金を厚労大臣の預託で、信託銀行や投資顧問会社等を通して運用している。

⁵ E S G

環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance：企業統治）の要素。

⁶ 責任投資原則（P R I）

Principles for Responsible Investmentの略で、機関投資家の投資に向けた意思決定プロセスや株式の保有方針の決定に、E S G要素を反映させる考え方を示す原則。

⁷ カーボンニュートラル宣言

日本が2050年までに「温室効果ガス」の「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを目標とした。（2020年10月、菅首相の所信表明演説）

⁸ A L P S 処理水

建屋内で放射性物質に汚染された水を、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System）などを使いトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水。

⁹ 第190号条約

2019年に採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」。ハラスメントの定義、対象者の範囲、具体的対策、使用者が講じる措置などを規定。

¹⁰ 選択議定書

1999年に採択され、個人通報制度と調査制度を内容とし現在115カ国が締約している。

¹¹ 第111号条約

1958年にI L O総会で採択された「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」。雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障している。

¹² D X（デジタル トランスフォーメーション）

企業がビジネス環境の変化に対応するため、デジタル技術を活用し、業務・組織・企業文化を変革し、自社の競争力を高めること。

＜第2次組織拡大プラン＞ 第3期（2026～2027年度）アクションプラン（案）

このアクションプランは、退職者連合の第2次組織拡大プラン（2022～2029年度）の第3期（2026～2027年度）の2年間を対象として、具体的な活動の指針を示すものです。

各産別・関連退職者連合、地方退職者連合は、「第2期アクションプラン（2024～25年度）」の取り組みを組織ごとに総括を行い、この指針を参考に組織拡大を進めて下さい。

1. 第1・2期アクションプランの取り組みについて

（1）第1期アクションプランの取り組みについて ＊再掲

- ①コロナ禍での取り組みであったため、非常に苦労して工夫しながら取り組んでいる。
- ②総体的には、アクションプランを参考に各組織の実態に合わせて取り組みを進めているが、現役組合員の減少や定年年齢の延長、再雇用制度の導入などにより、会員数の減少傾向が続いている。
- ③また、地方では企業や労働組合の統廃合によって、対象人員が減っているところも少なくない。
- ④産別・関連組織では、組織強化委員会（仮称）未設置8割、現役組織の会議未出席2割、単組への組織拡大方針の未共有3割となっている。
- ⑤地方組織では、未加盟組織の洗い出しとアプローチができていない5～6割、地方連合会や産別と連携ができていない5割、現役組織の会議出席及び取り組みの報告ができていない2割となっている。
- ⑥各組織における課題を総括して、今後の組織拡大の取り組みに反映していくことが肝要といえる。

（2）第2期アクションプランの取り組みについて

- ①総体的には、アクションプランを参考に各組織の実態に合わせて取り組みを進めているが、退職者の減少や定年年齢の延長、再雇用制度の導入などにより新規会員の減少、高齢による脱会等により会員数の減少傾向が続いている。
- ②定年延長等の影響は、i）組織化対象者である「退職者」の特定が難しく、説明会などの加入勧奨機会の確保が厳しくなっている。

- ii) 新規会員の高齢化が進み、会全体での高齢化につながっている。
- ③組織の統廃合も散見され、地方連合直加盟組織が減少傾向にある。
- ④取り組みには、産別・関連組織、地方組織ともに、現役との連携強化が重要であり、各組織における課題を総括して、今後の組織拡大の取り組みに反映していくことが肝要といえる。

(3) 第3期アクションプランに向けて

第1期・第2期アクションプランに沿って取り組んできた中で、関係部門との連携やつながりが構築されてきて、会員拡大の取り組みにつながっているといえます。したがって、これまでの取り組みを継続・充実させるとともに、2026年組織実態調査結果を踏まえ、取り組みを補強する内容で「第3期(2026～27年度)アクションプラン」を組み立てていくこととします。

2. 合意形成

各組織単位における大会や総会で組織拡大の基本方針を決定し、今後の取り組みについて合意形成を図ります。

3. 退職者連合本部の取り組み

(1) 「アクションプラン」の策定

組織実態調査結果等を踏まえ、次期の「アクションプラン」を策定します。

(2) 連合本部との協議の推進

連合本部との協議を密接に行い、組織の加盟拡大に向け一体で取り組みます。また、連合構成組織に対して、退職者連合活動内容および組織拡大に向けた連携強化をめざします。

(3) 経験交流の機会の設置

各組織の組織拡大の経験を交流する機会をSNSWEBなども活用し充実します。また、諸会議をはじめ、ホームページや機関紙を活用して、組織独自の取り組みや好事例の共有化に努めます。

(4) 退職者組織のアピール強化

退職者連合が取り組む「政策・制度要求」「平和活動」等の活動やその成果等を紹介するなどの退職者組織の広報を強化し、『退職したら退職者組織に加入する』意識の醸成を図ります。

4. 産別・関連退職者連合の取り組み

(1) 組織強化委員会の設置・目標設定

- ①各産別・関連組織は、組織強化委員会（仮称）を設置します。
- ②組織強化委員会（仮称）の設置にあたっては、実効ある活動が行えるよう「構成メンバー や役職」「実務責任者」「開催の時期・回数」などを明確化します。
- ③組織強化委員会（仮称）では、「組織拡大の目標」「年次プランの作成」「具体的な対象と方法」「対象別の目標・担当者」「広報手段」などを検討し、具体的行動につなげていきます。

(2) 現役組織との連携・協議の推進

退職者組織の創設や会員拡大などの活動は、現役組織の協力が何より必要であり、以下のような取り組みにより連携を強化します。

- ①組織強化・拡大推進委員会（仮称）などの設置
現役組織との間に組織強化・拡大推進委員会などを設置し、可能な限り協働で退職者の組織拡大を企画・推進します。
- ②現役の公式会議への参加の促進
現役組織の大会や中央委員会に積極的に参加し、できれば挨拶の機会 を得るなどして、現役との連携強化、アピール強化を図ります。
- ③現役の広報手段の活用
現役組織の機関誌（紙）、ホームページなどに退職者組織の活動を紹介する記事、ページを掲載できるよう、現役組織との協議を進めます。さらに職場組合員への周知・徹底を強化していきます。

(3) 単組退職者組織への働きかけと、組織拡大方針の徹底

- ①産別組織の活動としては、組織拡大方針の単組退職者組織への徹底が最大の眼目になります。このアクションプランを基に各組織の実態に即した組織拡大方針を共有・徹底します。
- ②産別として単組退職者組織と連携して組織拡大に取り組みます。
- ③取り組みの核となるよう、組合役員経験退職者の積極的な参画を求めています。

(4) 定年延長等への対応

- ①高齢者雇用安定法の改正により、65歳までの雇用が企業に義務付けられ、70歳までの就業機会確保が努力義務となりました。また、70歳以上で働き続けている方も多くなっています。これらに伴い、「現役か退職者か」「どちらも可能」のグレーゾーンの拡大や、退職時（勧誘時）が特定できない

等の状況が拡大しています。

- ②よって、現役との意見交換などで、現役組合員と退職者の特定や勧誘時期の確認、定年退職～再雇用～再雇用終了期間における継続したアプローチを行い、退職者組織へのスムーズな移行に取り組みます。

5. 地方退職者連合の取り組み

(1) 組織対象となりうる未加盟組織の洗い出しとアプローチ

- ①産別組織が退職者連合に加盟していても地域の退職者連合に加盟していない単組やその支部、退職者連合に未加盟の単組退職者会などについて洗い出しを行い、可能であればリスト化を図ります。
- ②組織拡大の対象となる組織に対して、地方連合会や産別組織と連携して組織拡大のアプローチをします。

(2) 会員拡大の目標設定

可能な組織は、組織拡大の目標設定を行います。

(3) 現役組織（地方連合会）との連携・協議の推進

- ①現役組織の機関会議への参加の促進
現役組織の大会や委員会などに積極的に参加し、できれば挨拶の機会や意見交換を行うなど現役との連携を強化します。
- ②現役機関の広報への協力要請
現役組織の機関誌（紙）、ホームページなどに退職者組織の活動を紹介する記事やページを掲載できるよう、現役組織との協議を進めます。
また、できる限り職場組合員まで共有・徹底できるよう取り組みを進めます。

以上

総会宣言（案）

（別紙）

<ホームページ活用のお願い>

ホームページをご覧になるには、**退職者連合** で検索してください。

退職者連合

検 索



退職者連合ホームページでは、退職者連合の最近の活動や、全国各地の皆さんの活動を紹介しています。また、そのままお使いいただける資料やロゴ、各産別・関連組織、地方組織へのリンクも掲載しています。全国の仲間のネットワークづくりや各組織の組織拡大・強化にむけ、ご活用ください。

(退職者連合ホームページの主な内容)

退職者連合とは

退職者連合の組織概要、運動方針、役員の一覧などを掲載しています。各組織へのリンクも張ってあります。

退職者連合の活動

退職者連合の活動をリアルタイムで報告しています。

ふれあい情報

退職者連合の機関紙「ふれあい情報」を掲載しています。

茶飲み話

退職者連合がお送りするコラムです。

お達者だより

生きがい作り、仲間作り、ボランティア活動など、あの町この街で暮らす会員のみなさんをご紹介します。

みんなの広場

産別・関連退職者組織や地方退職者連合の活動を紹介します。

暮らしを支える

「労金」や「こくみん共済 coop」がみなさんの暮らしをサポートします。

共同デスク

各組織でご利用いただけるよう、写真やニュース原稿、機材関係を収納しています。今後、講演会等の動画もアップしていく予定です。

なお、この部分は中に入るのにIDとPWが必要になります。必要な方は、各組織の役員の方にお尋ねください。

第30回定期総会

日本退職者連合



〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館3階

TEL 03-5295-0507

FAX 03-5295-0541

e-mail ntr@sv.rengo-net.or.jp